

甲賀市自治振興会運営等の 資料ガイドブック

行政資料編



令和2年 月 日発行

目 次

1. 甲賀市獅子振興会交付金の手引き	．．．．．	2
2. 甲賀市自治振興会等規則	．．．．．	41
3. 甲賀市行政区設置規則	．．．．．	71
4. 甲賀市まちづくり基本条例	．．．．．	75
希望ヶ丘学区 MAP	．．．．．	92

自治振興交付金の手引き (平成26年3月改訂)



平成26年4月

甲 賀 市

目 次

1. 自治振興交付金とは	4
2. 交付金額	5
3. 事務の流れ	7
4. 事業加算金の使途	8
5. 交付対象経費と交付対象外経費 (事務加算金および事業加算金)	11
6. 会計処理の明確化	14
7. 年間スケジュール	14
8. 制度の見直し	14
《参考資料》		
様式関係	16
Q&A	35

はじめに

※ この取り扱いは、甲賀市自治振興会等規則（平成23年4月1日甲賀市規則第13号）をわかりやすく解説するとともに、同規則第22条に基づき、必要な事項を定めるものです。

1 自治振興交付金とは

(1) 目的

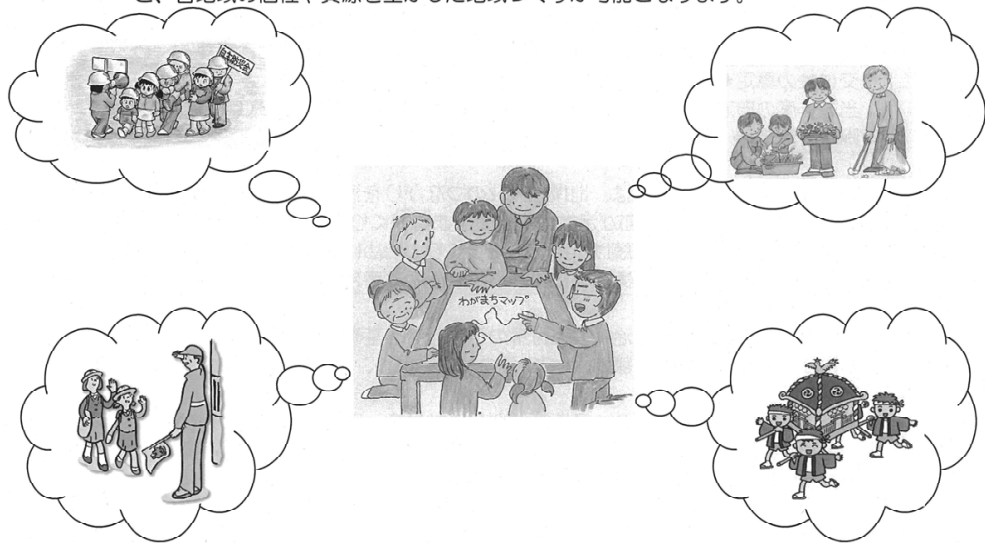
市内には200の区・自治会があります。地域活動の担い手として大きな役割を果たしてきた区も人口減少や少子高齢化の進行に伴い、活動組織の見直しが必要な時期にきています。人口が減少し高齢化が進みながらも、昔と変わらない強い絆を持つ区もあれば若い世代の人口が増え活気があふれ出している区もある一方で、区役員等の選出や区内でのつながりが希薄化しているといった問題が出始めています。

社会情勢や地域事情の変化に伴って起こり始めているこういった問題に対して、将来を見据え、小さなうちに解決するため、広域的な視点をもってお互いに助け合える地域づくりに取り組んでいくことが肝要であると考えます。

この交付金は、地域のつながりを強固にし、人権尊重のまちづくりの理念を基本姿勢としながら、市民自らが自主的な地域づくりを積極的に行っていただく取組みを支援するものであり、共生（ともいき）社会における住民自治の実現をめざしています。

(2) 導入効果

- 補助金と違って交付金として自由裁量の枠を広げることで、地域の実情に応じた活動が維持・発展できます。
- 地域課題を自らの力で解決するという自治の力を高めます。
- 区の弱みを補い、強みを活かせる活動が実施でき、区のとつながりや地域の活性化が図れます。
- スポーツに力を入れる地域、文化に力を入れる地域、季節的活動に力を入れる地域など、各地域の個性や資源を生かした地域づくりが可能となります。



2 交付金額

自治振興交付金の総額は、一般会計（前々年度）市民税決算額、現年度分の3%以内で予算に定めた額を自治振興会ごとに算出して交付します。（4種類の交付金はそれぞれ千円未満切捨て）

①基礎交付金・・・従来の敬老事業補助金・防犯灯設置補助金・ゴミ集積所補助金・消防機材等設置補助金、自主防犯活動団体補助金をまとめて交付します。

◆交付金の算定◆

当該年度の自治振興交付金の予算額の内、敬老事業額 1,500 円に前年度の1月1日現在における当該自治振興会の75歳以上の高齢者人口を乗じて得た額、防犯灯事業額を市内の区・自治会所有の防犯灯の総数で除して、当該自治振興会の防犯灯の数に乗じて得た額並びにその他事業額に100分の30を乗じ、23（自治振興会の数）で除して得た額及びその他事業額に100分の70を乗じ、前年度の1月1日における甲賀市人口で除し、同日現在の地域の人口を乗じて得た額の合計額

②区活動交付金・・・直接各区・自治会へ支払われていた区等事務活動交付金をまとめて交付します。

◆交付金の算定◆

- 区長協力事務費 50,000 円（自治会は 25,000 円）に前年度の1月1日現在における当該自治振興会の地域の区の数に乗じて得た額（信楽地域のみ 10,000 円に旧来の慣習の地域の数に乗じて得た額を加算する。）
- 区活動費均等割額 40,000 円（自治会は 20,000 円）に前年度の1月1日現在における当該自治振興会の地域の区の数に乗じて得た額（信楽地域のみ 10,000 円に旧来の慣習の地域の数に乗じて得た額を加算する。）
- 区活動費世帯割額 1,300 円に前年度の1月1日現在における当該地域の区に加人世帯数に乗じて得た額

③事務加算金・・・自治振興会の事務局員の賃金など事務経費に活用できます。

◆交付金の算定◆

当該年度の自治振興交付金の予算額の内、22,000,000 円を 23（自治振興会の数）で除して得た額

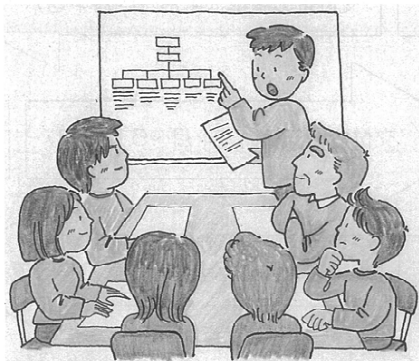
④事業加算金・・・自治振興会は、地域や人々のつながりを活かし、市民憲章にある「あふれる愛にあなたも仲間」の一節が示す人権尊重のまちづくり理念を基本姿勢としながら、誰もが「住んでよかった、住み続けたい」地域づくりのために活動する組織です。事業加算金は、そうしたまちづくりの実現のための事業に活用できます。

◆交付金の算定◆

- 均等割額 当該年度の自治振興交付金の予算額から基礎交付金、区活動交付金、及び事務加算金を差し引いた額に、100分の30を乗じ、23（自治振興会の数）で除して得た額
- 当該年度の自治振興交付金の予算額から基礎交付金、区活動交付金、及び事務加算金を差し引いた額に、100分の70を乗じ、前年度の1月1日における甲賀市人口で除し、同日現在の地域の人口を乗じて得た額

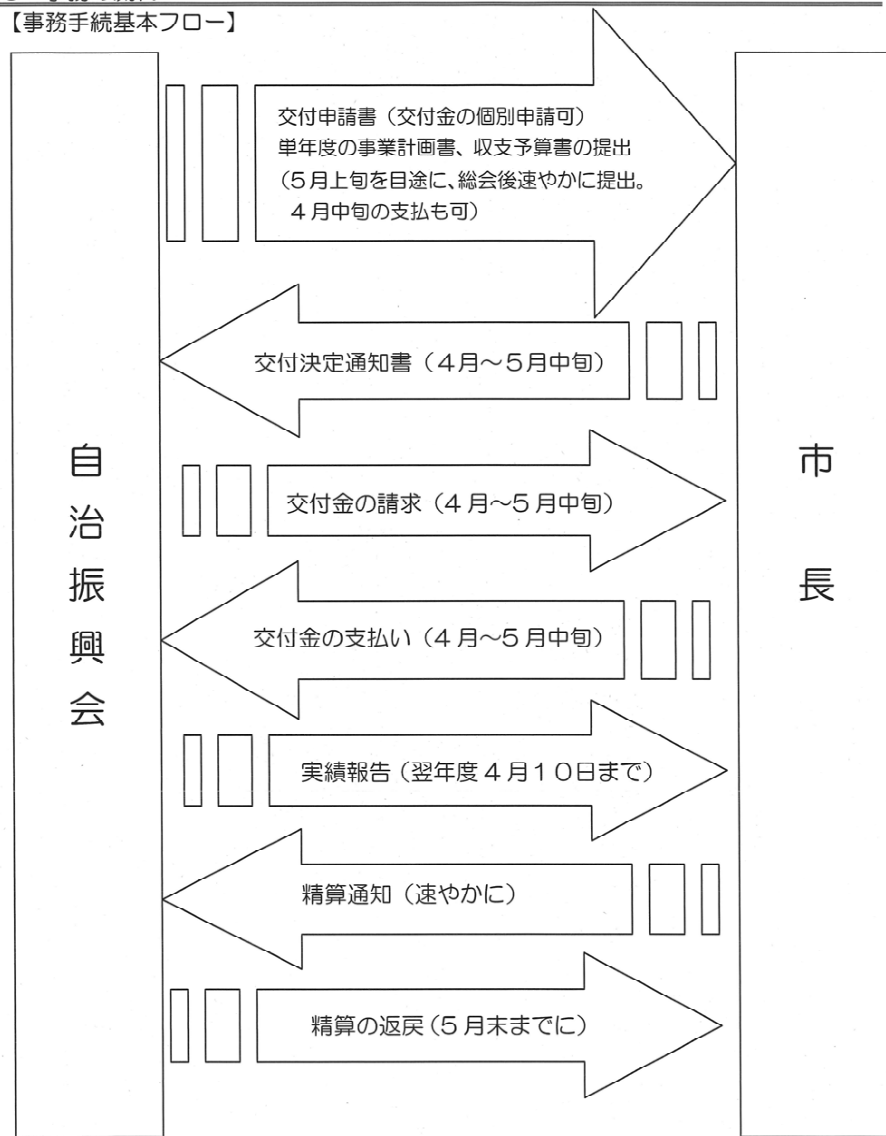
自治振興会が行う下記のような事業に活用できます。

- (1) 暮らしの安全・安心、防災に関する活動
- (2) 人権尊重（必須）、健康づくり、福祉の増進に関する活動
- (3) 快適な生活環境及び、景観の保全に関する活動
- (4) 社会教育や生涯学習に関する活動
- (5) 地域のスポーツ、文化及び産業の継承と創出に関する活動
- (6) 地域の特性を生かす創作、創造活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地域のまちづくりに関し、特に必要があると自治振興会が認める活動



3 事務の流れ

【事務手続基本フロー】



※交付申請は、各自治振興会の総会の開催時期を鑑み、自治振興交付金の内、基礎交付金及び区活動交付金を先に申請することは可能です。

※実績報告、確定通知、精算の返戻の時期は出納閉鎖の関係もあり、時期は決まりますが、交付申請書等の提出やその後の処理については各自治振興会の総会の開催時期に応じて変わります。

(1) 交付申請

自治振興交付金交付申請書（様式第3号）、単年度の事業計画書（様式第4号）・収支予算書（様式第5号）を市へ提出してください。活動内容や予算の配分等はそれぞれの地域の実情に応じ、自治振興会内で十分な協議を経て合意のもとで決定してください。なお、住民の方々への自治意識の普及啓発は重要です。広報紙等広く住民に協議経過や活動内容をお知らせください。

(2) 交付決定

市は、自治振興会から提出のあった申請書に対してその年度の交付決定額を自治振興交付金交付決定通知書（様式第6号）で通知します。

(3) 交付請求

自治振興会は、自治振興交付金交付決定通知書を受領後、すみやかに自治振興交付金交付請求書（様式第7号）を市へ提出してください。

(4) 交付金の交付

市は自治振興交付金を交付します。交付金は自治振興会が指定された金融機関の口座に振り込みます。

(5) 実績報告

年度の活動が終了したら、毎年4月10日までに自治振興交付金実績報告書（様式第8号）に下記の書類を添えて市に報告してください。

- ①収支決算書（様式第9号）
- ②監査報告書（様式第10号）
- ③活動写真他、パンフレット、プログラム、新聞記事等、活動が確認できる書類
- ④その他市長が必要と認める書類

市は、書類を確認し、交付金が適切に使われていると認めた場合には、自治振興交付金精算通知書（様式第11号）により通知します。

(6) 精算・繰越

基礎交付金・事務加算金・区活動交付金については、繰り越すことは出来ませんが、事業加算金については、繰り越すことが出来ません。実績報告により余剰金が生じた場合は市へ返還いただくことになります。

4 事業加算金の使途

交付金は、住みよい地域づくり計画に基づき、地域住民が広くサービスの受益が受けられるような公益的活動等に充てることができます<下記の(1)～(7)>。単に市民個人の財産を増幅させるような金品等の給付事業には充てられません。

(1) から (7) の各項目は参考例であり、このほかにも皆さんのアイデアで、地域を住み良くする多様な活動を生み出してください。

(1) 市民要望の把握及び団体の活動等を周知するための活動

- ①住民アンケートの実施
- ②住民広報紙の発行
- ③地域ポータルサイトの構築
- ④自治振興会のホームページの作成



(2) 住民同士の交流を促進するための活動

- ①住民運動会（スポーツレクリエーション）の開催
- ②ふれあい祭りの開催
- ③高齢者ふれあいサロンの開催

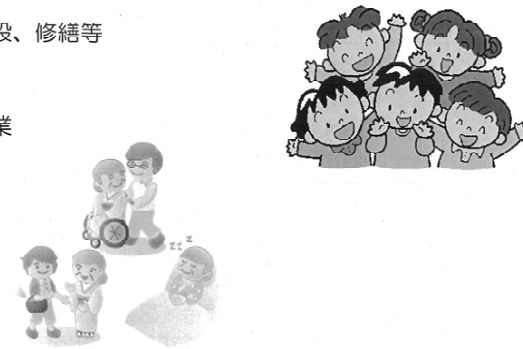
(3) 安全・安心な地域づくりを推進するための活動

- ①児童・生徒の登校・下校時の見守り
- ②防犯パトロール
- ③自主防災組織の立ち上げ
- ④防災訓練の実施
- ⑤災害時要援護者の把握調査
- ⑥防災、防犯講習会の開催
- ⑦防災、防犯マップの作成
- ⑧飛び出し坊やの設置、カーブミラーの新設、修繕等



(4) 保健・福祉の増進を図るための活動

- ①高齢者、障がい者宅のライフサポート事業
- ②ひとり暮らし高齢者の安否確認
- ③敬老事業の開催
- ④高齢者配食サービス
- ⑤健康教室・健康増進セミナーの開催
- ⑥介護予防のための料理等の教室
- ⑦乳幼児預かり事業



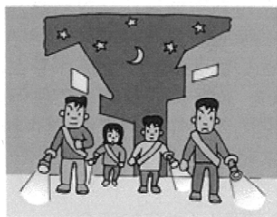
(5) 生活環境を改善するための活動

- ①道路、公園等の草刈、清掃
- ②公園等草刈
- ③花壇整備、植栽、花いっぱい活動
- ④公共物の落書き消去
- ⑤ごみの分別収集促進
- ⑥里山保全活動
- ⑦ペットのマナー啓発
- ⑧鳥獣害対策



(6) 教育・文化の振興を図るための活動

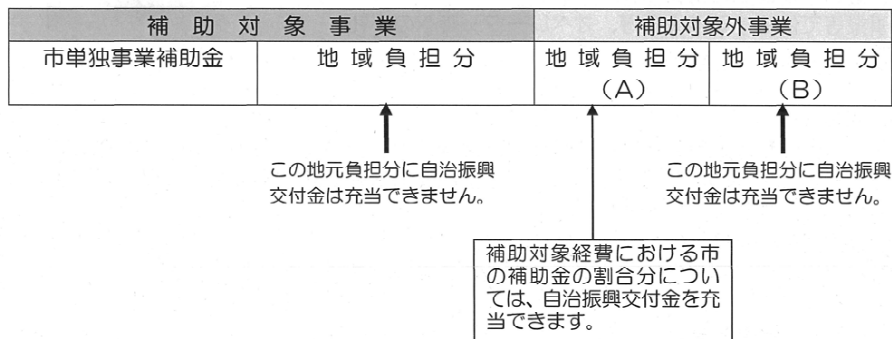
- ①子どもへの伝承教育
- ②放課後児童教育
- ③青少年非行防止のための夜間巡視
- ④芸術鑑賞事業
- ⑤地域文化祭の開催
- ⑥学童保育の開設



(7) その他個性豊かで住みよい地域社会を構築するための活動

- ①コミュニティビジネスの創造
- ②名所等の保存
- ③道路や小路の補修等、簡易な工事を地域住民の力で行う活動
- ④その他地域の振興につながる活動

※基礎交付金を充当しながらさらに事業が充実発展するものにも事業加算金を活用できます。ただし、国や県、市の補助対象事業となっている事業については以下の通り取り扱うものとし、地元負担全てに自治振興交付金が充当できるものではありませんのでご留意願います。



※仮に補助対象経費の1/2が市補助金となっている事業について、追加で単費事業を実施される場合、単費事業（補助対象外事業）の1/2については自治振興交付金を充てることができますが、残り1/2は地域負担となります。

また、次の活動には交付金を充てることができません。

- (1) 収益が個人への利益配分となる営利事業
- (2) 宗教の教義を広め、信者を教化育成することを主たる目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- (4) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 公序良俗に反する活動

※基礎交付金を充当しながら、さらに事業が充実発展するものや、他の補助金制度を生かし、運用する場合についても事業加算金が活用できます。

5 交付対象経費と交付対象外経費（事務加算金および事業加算金）

自治振興交付金の使途については各自治振興会の自主性と自立性をできるだけ尊重するものとし、以下に示すとおり、市の歳出科目である名称に従って、交付金の対象経費を○、対象外経費を×で例示します。

事業内容や支出経費が交付金の対象となるかどうか不明な場合には、事前に市と十分協議してください。

(1) 報酬（事務加算金）

自治振興会の役員手当 ○

※事務局員の賃金や役員手当は原則、事務加算金からのみ支出できるものとします。ただし、人口や世帯数、区の数が多いこととともない、事務局体制を充実させる必要がある場合、事務加算金の1割まで事業加算金から事務局員の賃金へ補てんできるものとします（役員手当には不可）。その場合は、必ず文書で協議してください。

(2) 賃金（事務加算金）

自治振興会の事務局員賃金 ○



(3) 報償費（事業加算金）

- ①研修会や講習会の講師謝礼 ○
- ②事業等で依頼する技術指導、オペレーター等への謝礼 ○
- ③事業等の景品代、記念品 ○

(4) 旅費（事業加算金）

会員・役員の見学旅行と見なされる旅費は対象外です。コミュニティに関する視察調査の旅費は一定の条件の下で対象としますが、市職員の旅費に関する条例、規則に規定する額を超える額は対象外とします。

- ①視察調査の旅費 ○
- ※公共交通機関は実費分です。基準は市の旅費規程に基づくものとします。

(5) 交際費（事業加算金）

- ①餞別、歳暮、慶弔費等の交際費 ×
- ②研修会等、講師や視察先へのお土産 ○

(6) 需用費（事務加算金・事業加算金）

消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、賄材料費、医薬材料費が該当します。

- ①文房具等事務用品の購入 ○
- ②事業における乗用車の燃料代 ○ ※1.3円/km目安
- ③書籍、資料の購入 ○
- ④草刈、清掃など公益的活動実施後の参加者への弁当類・飲み物（酒類を除く） ○
- ※一般的に食料費は対象外ですが、社会通念上逸脱しない範囲で対象とします。目安として昼食は1人1,000円程度です。
- ⑤親睦会に係る経費 ×
- ⑥資料の印刷費 ○

- ⑦地域イベントで提供するおしるこや豚汁の賄材料費 ○
- ⑧非常時の炊き出しの食材料費 ○
- ⑨草刈機等の修繕 ○
- ⑩市が保有するコピー機で自治振興会に係る資料を印刷した場合のコピー料 ○

(7) 役務費（事業加算金）

通信運搬費、手数料、翻訳料、保険料が該当します。

- ①郵便料金 ○
- ②電話料 ○
- ③私物の携帯電話の電話料 ×
- ④自治振興会活動にかかる保険料 ○



(8) 委託料（事業加算金）

組織運営や企画など、団体の活動そのものの外部委託は対象外とします。専門性の高いものは認めます。

- ①事業に係る全ての業務を他に委託し、若しくは他に請け負わせるような事業 ×
- ②イベントの舞台装置、音響、電気配線設置委託料 ○

(9) 使用料及び賃借料（事業加算金）

- ①自治振興会が会議や活動で利用する施設の使用料 ○
- ②活動で使用するトラックの借り上げ料 ○
- ③高速道路通行料 ○
- ④施設見学会等で使用する貸切バス代 ○
- ⑤機械等のリース料 ○



(10) 工事請負費（事業加算金）

- ①ゴミ集積所の設置 ○
- ②防犯灯の設置 ○
- ③生活道路等の簡易な修繕 ○
- ④施設の修繕 ○

(11) 原材料費（事業加算金）

- ①レミファルト、セメント、ペンキ等の原材料の購入費 ○
- ②公園等補修の為に資材料費 ○

(12) 財産購入費（事業加算金）

不動産の購入は対象外とします。

(13) 備品購入費（事務加算金・事業加算金）

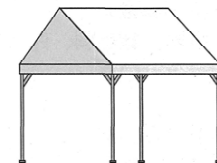
「事務加算金」を使って備品類を購入することができますが、事業を行う上での必要性に応じて「事業加算金」を活用することもできます。ただし、この場合は事業計画書に位置づけられたものとし、単年度の上限額は事業加算金の2割もしくは50万円の内いずれか高い方の額とします。また、一品あたりの単価は、最高50万円を限度とし

す。高額な備品はリース契約を行うなどの対応も考えてください。

（※事業計画書の備考欄にその旨記載願います）

また、備品台帳の整備を行い、適切に管理してください。購入備品の他者への譲渡、寄付は禁止します。

- ①事務用のコピー機、パソコン、ファックス ○
- ②テント ○
- ③マイク等音響設備 ○
- ④スポーツ振興等の道具 ○
- ⑤備品格納倉庫 ○
- ⑥スライド、スクリーン ○



(14) 負担金・補助及び交付金（事業加算金）

- ①区や諸団体への負担金 ×
- ②区や諸団体への補助金 ×
- ③研修事業等への参加費 ○
- ④自治振興会同士が連携して実施する事業への負担金 ○

(15) 寄付金（事業加算金）

他団体や個人への寄附金、賛助金、協力金、募金の類 ×

(16) 積立金（事業加算金）

地域づくり計画に基づき、単年度で執行できない事業の場合は積立を行うことにより取り組みます。その場合、積立金の名称、用途（用途が明確であり事業加算金の用途と一致していること）、予定額（必要額が設定されていること）、計画（積立金を執行する目的と時期）を明確にしなければなりません。積立期間は最長5年とし、単年度積立金額は事業加算金の50%以下もしくは100万円のうち、低いほうの金額を限度とします。なお、万が一、積立期間の翌年度において未執行となった場合は積立金全額を市に返戻していただきます。関係書類については地域づくり計画に添付し提出するものとします。（様式第12号）

【事業実施のルール】

- ①事業参加費の徴収
 - ・自治振興会は、参加費を徴収して事業を行うことができます。なお、参加費を徴収した場合は、当該事業の経費に全額を充当します。
- ②業者等の選定
 - ・自治振興会は、物品や委託事業等の発注について3社以上から見積もり比較を行い、公平かつ透明な運用に努めてください。（目安として30万円を超える発注）
- ③事業計画の修正について
 - ・事業計画に変更が生じる場合は、自治振興会は市に届出（様式第13号）を行います。

《事業計画の変更》

事業計画の変更とは、新規事業の追加、事業の中止・廃止、事業内容の大幅な変更を言いますが、事業内容の変更とは、30万円以上の変更が生じる場合をいいます。

6 会計処理の明確化

自治振興会は交付金に基づく事業の全体収支を明らかにし、交付金を活用する部会も収支を明らかにしておく義務があります。自治振興会は適切な会計処理のもと、決算後、最低5年間は出納簿や領収書等の書類を保管しなければなりません。

自治振興交付金は公金であり、帳簿等の監査も実施いたします。その用途や配分について市民は強い関心をもっていますので、適正な会計処理に努めましょう。

7 年間スケジュール

自治振興会が行う手続の1年間の時期の目安は次のとおりです。

	1年間の流れ	
	(当該年)	(翌年)
1月		
2月	各自治振興会ごとの交付金額内示	
3月	事業計画書の立案、総会（計画、予算の承認）	
4月	交付金の申請 かつ事業計画の提出	総会（決算の承認） 実績報告書の提出
5月	 交付決定通知受領 交付金受領	交付金精算通知の受領 交付金の精算
6月		
7月	動	
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		

※上記はあくまでも目安であり、各自治振興会の総会開催時期に応じて変わります。ただし、当該年度に受けた自治振興交付金の実績報告書は翌年4月10日までに提出いただく必要があります。

8 制度の見直し

自治振興交付金制度は、地域での運用実態を踏まえ、軽微な内容については必要に応じ見直しを行うことができるものとします。

様式第1号（第3条関係）

自治振興会設置届

甲賀市長 あて

年 月 日

自治振興会の名称

代表者 ㊟

自治振興会を設置したので、甲賀市自治振興会等規則第3条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

自治振興会の名称	
事務所の所在地	
事務所の電話番号 F A X メールアドレス	
(ふりがな) 代表者の職名・氏名	
代表者の住所	
代表者の電話番号 F A X メールアドレス	
設置年月日	

添付書類

- (1) 自治振興会組織の規約の写し
- (2) 自治振興会組織の役員名簿

様式第2号（第3条関係）

自治振興会変更届

年 月 日

甲賀市長 あて

自治振興会の名称

代表者 ㊟

自治振興会設置届の内容に変更があったので、甲賀市自治振興会等規則第3条第2項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 代表者の変更 変更後 変更前

(ふりがな)		
代表者の職名・氏名		
代表者の住所		
代表者の電話番号 F A X メールアドレス		

- 2 名称の変更 変更後 変更前

自治振興会の名称		
----------	--	--

- 3 事務所の変更 変更後 変更前

所在地・連絡先		
---------	--	--

- 4 変更年月日

- 5 変更の理由

- 6 添付書類

- (1) 総会議事録の写し（名称変更等総会承認事項の場合）
- (2) その他の資料

様式第3号（第8条関係）

自治振興交付金交付申請書

年 月 日

甲賀市長

あて

自治振興会の名称

代表者

㊟

年度自治振興交付金を甲賀市自治振興会等規則第8条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

交付申請額		円
内訳	○基礎交付金	円
	○区活動交付金	円
	○事務加算金	円
	○事業加算金	円
添付書類	・事業計画書（様式第4号） ・収支予算書（様式第5号）	
備考		

*人口は、総人口を用いる。

*年度途中で区又は自治会が新たに設立された場合は、区活動交付金に関しては、それぞれ月割りで計算して交付する。

様式第4号（第8条関係）

年度 事業計画書

（団体名 自治振興会）

時期	活動・事業内容	備考

*活動・事業内容には、部会等で実施する内容も記載してください

*時期は詳細が決まっていなければおおむねの月の上・中・下旬と記載ください。

年度 事業計画書

（団体名 自治振興会）

時 期	活動・事業内容	備 考
6月上旬	事業名：花壇整備 場所：あいこうか公園 内容：約200苗の花を植える	環境保全部会
7月中旬	事業名：地域防災訓練事業 場所：〇〇コミュニティセンター 内容：防災訓練の実施、地域安全マップの作成	安全・安心部会
1月上旬	事業名：新春かるた大会 場所：〇〇コミュニティセンター 内容：小学生を対象に百人一首を実施（景品あり）	住民交流部会
通年	事業名：ふれあい昼食会 場所：〇〇老人憩の家 内容：学区内の70歳以上の希望者を対象に昼食会を開く。 日程：毎月第2水曜日、12時から	健康福祉部会
	事業名：登下校時見守りパトロール 場所：〇〇小学校周辺 内容：朝7時45分と午後3時スタートで約1時間小学校通学路を見回る。（ベスト着用）	青少年育成部会
	事業名：地域通信の発行 内容：部会活動の紹介や参考となる地域活動の情報発信を行う。広報紙「住みよい会だより」は隔月1回、ホームページは随時更新	総務広報部会

* 活動・事業内容には、部会等で実施する内容も記載してください

* 時期は詳細が決まっていなければおおむねの月の上・中・下旬と記載ください。

【収入の部】

入区分	予算額	摘 要
1 市交付金	8,290,500	
(1) 基礎交付金	1,636,000	
(2) 区活動交付金	4,698,500	
(3) 事務加算金	956,000	
(4) 事業加算金	1,000,000	
2 その他補助金		
3 自己資金		
(1) 会費		
(2) 前年度繰越金		
(3) 寄附金		
(4) その他		
合計	8,290,500	

【支出の部】

分野	活動・事業名	予算額	備考
環境・保全	花壇整備	144,400	
安全・安心	地域防災訓練事業	200,000	
住民交流	新春かるた大会	50,000	
健康福祉	ふれあい昼食会	328,600	
青少年育成	見守りパトロール	100,000	
総務広報	地域通信の発行	177,000	
基礎・区活動	基礎交付金・区活動交付金	6,334,500	
事務加算金	事務局経費	956,000	
合計		8,290,500	

様式第5号（第8条関係）

年度 収支予算書

【収入の部】

単位：円

収入区分	予算額	摘要
1 市交付金		
(1) 基礎交付金		
(2) 区活動交付金		
(3) 事務加算金		
(4) 事業加算金		
2 その他補助金		
3 自己資金		
(1) 会費		
(2) 前年度繰越金		
(3) 寄附金		
(4) その他		
合計		

【支出の部】

単位：円

分野	活動・事業名	予算額	備考
合計			

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

甲賀市長

印

自治振興交付金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった自治振興交付金について、甲賀市自治振興会等規則第9条に基づき下記のとおり交付決定したので通知します。

記

交付決定額	円 (A) + (B) + (C) + (D)
交付決定額の 内訳	○基礎交付金額：円 (A) ○区活動交付金額：円 (B) ○事務加算金額：円 (C) ○事業加算金額：円 (D)
積算の基礎	甲賀市：人口：高齢者数 地域：人口：高齢者数 加入世帯数 （人口は前年度1月1日現在の総人口）
条件	1 事業を変更する場合は、事業計画変更届出書（様式第13号）及び予算に係る資料を提出すること。 2 本年度の事業が完了したときは、翌年度の4月10日までに自治振興交付金実績報告書（様式第8号）に収支決算（見込）書（様式第9号）及び自治振興交付金決算監査報告書（様式第10号）を添付して提出すること。

自治振興交付金交付請求書

年 月 日

甲賀市長 あて

自治振興会の名称

代表者 ㊟

年 月 日付け、第 号で交付決定のあった自治振興交付金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

〔振込先〕

金融機関名	銀行・金庫 農協・組合	支 店 支 所
預金の種別	普通	当座
口座番号		
(フリガナ) 口座名義人		

自治振興交付金実績報告書

年 月 日

甲賀市長 あて

自治振興会の名称

代表者 ㊟

年 月 日付け、第 号で交付決定のあった自治振興交付金事業について、下記のとおり実績を報告します。

記

1 交付金交付決定額 _____ 円

2 活動（事業）の内容とその成果

3 添付書類

- (ア) 収支決算（見込）書（様式第9号）
- (イ) 自治振興交付金決算監査報告書（様式第10号）
- (ウ) その他活動が確認できる書類

【収入の部】

単位：円

収入区分	交付金 交付決定額	決算額	比較増減 (決算-予算)	備考
1 市交付金				
(1) 基礎交付金				繰越
(2) 区活動交付金				繰越
(3) 事務加算金				繰越
(4) 事業加算金				返戻
2 その他補助金				
3 自己資金				
(1) 会費				
(2) 前年度繰越金				
(3) 寄附金				
(4) その他				
合計				

【支出の部】

単位：円

分野	活動・事業名	当初予算額	決算額	比較増減 (決算-予算)	決算額の内 事業加算金充当額	備考
合計						

記載例

【収入の部】

単位：円

収入区分	交付金 交付決定額	決算額	比較増減 (決算-予算)	備考
1 市交付金	8,290,500	8,234,900	0	
(1) 基礎交付金	1,636,000	1,636,000	0	繰越
(2) 区活動交付金	4,698,500	4,698,500	0	繰越
(3) 事務加算金	956,000	956,000	0	繰越
(4) 事業加算金	1,000,000	944,400	55,600	返戻
2 その他補助金				
3 自己資金				
(1) 会費				
(2) その他				
合計	8,290,500	8,234,900	55,600	

【支出の部】

単位：円

分野	活動・事業名	当初予算額	決算額	比較増減 (決算-予算)	決算額の内 事業加算金 充当額	備考
環境・保全	花壇整備	144,400	144,400	0	144,400	事業加算金
安全・安心	地域防災訓練事業	200,000	200,000	0	200,000	事業加算金
住民交流	新春かるた大会	50,000	50,000	0	50,000	事業加算金
健康福祉	ふれあい昼食会	328,600	300,000	28,600	300,000	事業加算金
青少年育成	見守りパトロール	100,000	100,000	0	100,000	事業加算金
総務広報	地域通信の発行	177,000	150,000	27,000	150,000	事業加算金
基礎・区活動交付金	基礎交付金・区活動交付金(各区へ配分)	6,334,500	6,334,500	0	6,334,500	基礎交付金 区活動交付金
事務加算金	事務局経費	956,000	956,000	0	956,000	事務加算金
合計		8,290,500	8,234,900	55,600		

市へ返戻する余剰金

甲賀市自治振興会交付金の取り扱い
甲賀市自治振興会等規則
甲賀市行政区設置規則
甲賀市まちづくり基本条例

甲賀市自治振興会交付金の取り扱い
甲賀市自治振興会等規則
甲賀市行政区設置規則
甲賀市まちづくり基本条例

自治振興交付金決算監査報告書

年 月 日

甲賀市長 あて

自治振興会の名称

代表者 ㊟

当 会の 年度自治振興交付金事業について、下記のとおり監査を行いましたので報告します。

記

- 1. 監査の実施年月日及び実施場所
- 2. 監査を行った者の役職名及び氏名
- 3. 立会人の役職名及び氏名
- 4. 監査結果及び指摘事項

第 年 月 日 号

様

甲賀市長

印

自治振興交付金精算通知書

年 月 日付で提出のありました自治振興交付金実績報告書を審査した結果、下記のとおり交付決定額を確定したので通知します。
なお、返還金が生じた場合は、速やかに返還してください。

記

- 1 交付金確定額 金 _____ 円
- 2 返還する額 金 _____ 円

備品管理台帳

記載例

〇〇自治振興会

備品番号	品名(形式)	数量	価格(単価)	取得年月日	保管場所	備考
1	草刈機	10	48,500	HO. O. O	〇〇地域市民センター	
2	自転車	10	25,000	HO. O. O	〇〇地域市民センター	
3	ノートPC	1	250,000	HO. O. O	〇〇地域市民センター	
4	プリンタ	1	35,000	HO. O. O	〇〇地域市民センター	
5	拡声器	1	20,000	HO. O. O	〇〇地域市民センター	

Q&A

問1 地域団体等が現在実施している事業に対して交付できないのか。自治振興会が代わって実施すれば活動交付金の対象事業にあたるのか。

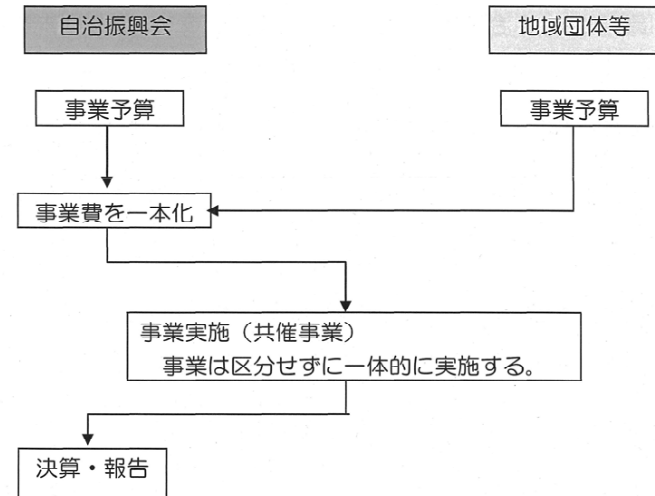
地域団体等が実施している事業へ負担金や補助金として交付することは出来ません。しかし、地域団体等が実施してきた事業を自治振興会事業として直接実施する場合は、対象となります。

問2 自治振興会と地域の団体が、事業を共催して行う場合、「自治振興会が実施する事業」とみなしてよいか。

共催事業については、自治振興会が実施する事業として、次の2つのパターンが考えられます。

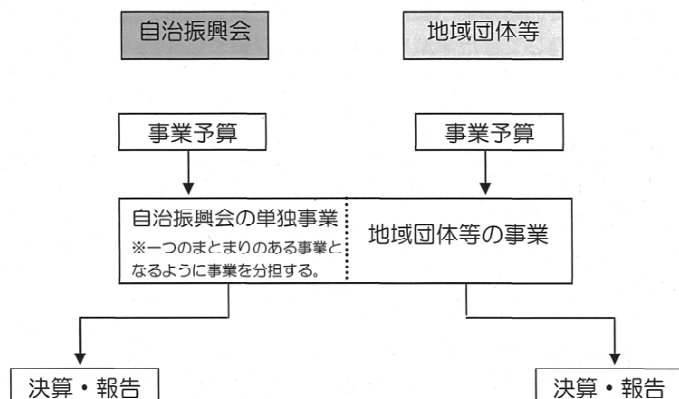
(1) 事業を自治振興会の事業とする場合

これまで地域で行ってきた事業を自治振興会の事業とする場合は、自治振興会の事業費で実施しなければなりません。但し、地域との共催事業として地域団体等と協議したうえで事業を一体的に実施、共催事業とすることができます。



(2) 事業の一部を自治振興会の事業とする場合

地域との共催事業として実施する場合で、地域が主体的に実施するため事業費を一本化することが困難な場合は、地域と役割分担し、自治振興会の事業として共催事業を実施することができます。



問3 交付金は地域団体等の活動の充実を図るために、既存の事業等に上乘せ助成することができるのか

交付金の対象事業は、自治振興会が実施する事業に限るため、地域団体等の活動に対して助成することはできません。

問4 自治振興会事業は、全区域の住民を対象にしていなければならないのか。

制限はありません。例えば、子どもを対象とした事業、また老人だけを対象とした事業も想定されます。

問5 防災訓練などの事業で、数自治会での事業はできるか。

自治振興会で十分に協議された事業であれば実施することができます。

問6 地区社協等が実施する事業に対し、交付金は活用できるか。

地区社協等が実施されるご近所福祉事業等を自治振興会の事業として取り込んで実施される場合、交付金を活用いただけます。

問7 財産取得費は認められないとあるが、具体的にはどのような物を財産とみるの

財産取得費とは、地方自治法に定める公有財産の購入費に準じるもので、①権利の購入、②土地の購入、③家屋の購入などが考えられます。

問8 地域人材育成には、懇親の場が必要な場合があると思われるが、最低限の費用は認められないか。

人材育成の場として必要な場合であっても、飲食を伴うような懇親会の費用については、対象費用としては認められません。ただし、終日行われる事業等において、昼食弁当やお茶等については社会通念上認められる範囲で対象となります。

問9 高額な備品の購入はできるか。

単年度内の備品購入費の上限額は、事業加算金の2割もしくは50万円の内いずれか高い方の額とします。また、一品あたりの単価は、最高50万円を限度とします。ただし、積立金等を活用し500,000円以上の高額な備品を購入する場合は、購入の必要性について市と十分に協議し、了承を得る必要があります。

問10 記念品や賞品などの購入はできるか。

広く地域住民に参加を促し、地域活動を知ってもらうための啓発としての記念品や、参加者の意欲を高めることを目的とした入賞者への賞品など、単に配布するだけが目的ではなく、事業を実施するうえで必要なものであれば購入できます。

問11 購入した備品の管理は、どのようにするのか。

備品購入費で購入したもの（1万円以上の物品）については備品管理台帳を作成し、管理を行います。この際、自治振興会では、貸し出し簿等を独自に整理し、備品が紛失しないように努めなければなりません。

問12 一つの事業に対する交付金の限度額はあるか。

一つの事業の事業費を制限するものではありません。

問13 自治振興会において、交付金等の出納管理は誰が行うのか。

自治振興会の出納管理を行うのは、自治振興会の会計責任者となります。

問14 交付金の内示の額に対し、交付金申請の額が満たなかった場合は、残額は他の自治振興会に交付されるのか。

計画策定段階で提示する配分額は、配分の上限を示しているため、それ以下の金額の交付申請があがってくることも十分想定されます。

この場合、残額は他の自治振興会へ追加交付しませんが、自治振興基金の中で管理します。

問15 自治振興会が事業加算金を各種の団体へ事業補助として交付することができるか。

自治振興会は自ら事業を実施する団体で、お金を配分する組織ではありません。

問16 自治振興交付金の交付にかかる手続きおよび実績報告書の提出について。

交付申請時、交付金の種類別に個別申請を可とし、通常払いで交付します。
※年度当初の運転資金の必要度合いに応じて、選択により個別申請ができるようにします。

また、実績報告書の提出については、原則4月10日を提出期限とし、期限までに決算監査を終えて監査報告書が添付できない場合、「収支決算見込書」を添付の上、提出いただくこととします。なお、「収支決算見込書」を添付して実績報告書を提出された場合は、決算監査終了後速やかに「収支決算書」と「監査報告書」をご提出ください。

問17 年度途中で事業の変更が生じる場合、予算額の規模に関わらず、市へ報告等が必要か。

これまで、予算科目ごとに20%以上の増減があった場合には、事業計画変更届出書(様式第13号)を提出していただいていたのですが、30万円以上の変更が生じる場合にはご提出をお願いします。

問18 自治振興交付金は、地域の総意を得て活用するものとなっているが、何をもち「総意」と判断するのか。

総会もしくは役員会(理事会)で事業計画の承認があったことをもち「地域の総意を得た」と判断して良いと考えます。こうしたことから、総会、役員会、理事会など主な会議の記録は必ず残してください。

問19 自治振興会長に来賓出席依頼がきた場合の懇親会参加費や、役員が亡くなられた場合の香典等交際費、慰霊祭開催時のお礼などを自主財源となっている繰越金を使って支出してよいか。

自治振興交付金の繰越しによって生まれた自主財源については、税を原資としたものであり、基本的に交付金マニュアルにそって執行いただきたいと思います。ただ、役員会等で十分検討いただき、地域住民から疑義が出るようなことが無いと判断されたものについては、自治振興会役員の責任のもとで執行いただいて結構です。

問20 基礎交付金の算出基礎に、防犯灯、高齢者、ごみ集積所、消防機材があり、これらに関わる部分で基礎交付金をめいっぱい使った場合、事業加算金でも支出できるとしていたが、その会計処理について。

防犯灯LED化など、事業加算金でも取り組んでおられる場合、基礎交付金の残額が無いことが原則です。基礎交付金の残額が1,000円以上あるのに事業加算金の返還額

が0円となるのはNGで、基礎交付金の残額が1,000円未満であるなら事業加算金の返還金がなくてもOKです。

問21 交付金を活用し、模擬店等を行い、材料費を差し引いた後利益が出た場合、自主財源としてよいか。

自主財源として自治振興会活動に使っていただいても構いませんが、関わったスタッフで分配することはしないでください。

問22 自治振興会の資料を地域市民センターにある印刷機で印刷した場合の印刷代は市に支払うのか。

市の公有財産管理室が定めた下記に示す基準に従って代金を支払っていただきます。

コピー代	甲賀市情報公開条例施行規則に準じコピー代徴収 A4、A3、B5、B4 白黒1枚10円 カラー1枚50円
輪転機	製版1回あたり30円 印刷1枚あたり0.5円 (紙の大きさは関係なし)

問23 事業で使う物品の購入に際し、役員が立て替えて支払った場合、領収印のないレシートでも認めてよいか。

基本的には領収印を押した「領収書」であることが望ましいと思われれます。ただ、店によっては、レシートしか出せないと言われる場合もあるので、そうした場合は、購入品の写真と、会長や部長等支払い証明を付けるのも一つの方法と考えます。

問24 自治振興会事業を休日に行う際、一時保育をするのに地域出身の保育士に依頼し、謝礼を支払ってもよいか。

例えば、歴史探訪をするのに、地域の中に歴史に詳しい人がいないため他から招聘して講話を依頼する場合など、謝礼を支払うのは妥当と考えます。しかし、地域の人がそれぞれもっている力を出し合って自治振興会事業を行っていくという考えのもと、職員も地域住民の一人として関わっていただくのが本来の趣旨と考えます。

2. 甲賀市自治振興会等規則

○甲賀市自治振興会等規則

平成23年3月29日
規則第13号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
第2章 自治振興会の設立(第3条・第4条)
第3章 自治振興交付金の交付(第5条～第21条)
第4章 雑則(第22条)
付則

第1章 総則
(趣旨)

第1条 この規則は、区、自治会、自治振興会及び市がそれぞれの活動を尊重し、互いに協働及び連携しながら、人権を大切に住民主体のまちづくりを推進することによって住民自治を確立するための財政支援として、自治振興交付金を交付することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 区 甲賀市行政区設置規則(平成16年甲賀市規則第4号)に定める組織をいう。
- 自治会 甲賀市行政区設置規則に規定されていない組織であって、連帯意識のもとに特定の包括された居住地域の住民によって自主的に結成された組織をいう。
- 自治振興会 概ね小学校区を基準とした別表第1のそれぞれの区域(以下「自治振興区域」という。)内で市民、各種団体等の参画により自主的に設立された住民の組織をいい、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。
ア 名称、事務所所在地、総会の方法、代表者及び役員の選出方法及び役割、予算の編成並びに決算の調製及び報告、監査その他自治振興会を民主的に運営するために必要な事項が、規約に定められていること。
イ 自治振興区域内に居住する住民によって構成される団体であって、当該区域内で事業を行う個人若しくは法人、通学者、通勤者又は当該区域内で活動する団体に対しても広く参加する途を開いていること。
ウ 自治振興区域内の全ての区又は自治会が運営に参画していること。ただし、特に市長が認めた場合は、この限りでない。

第2章 自治振興会の設立

(自治振興会の設立)

第3条 自治振興会を設立し、その代表者を選出したときは、自治振興会設置届(様式第1号)により市長に届け出るものとする。

2 前項の届出の内容に変更が生じた場合は、自治振興会変更届(様式第2号)により市長に届け出るものとする。

(協力及び助言)

第4条 市は、自治振興会の円滑な運営を促進するため、自治振興会の活動について協力し、助言することができる。

第3章 自治振興交付金の交付

(自治振興交付金)

第5条 市長は、第3条の届出をした自治振興会に対し、自治振興会の活動に必要な財源として、自治振興交付金(以下「交付金」という。)を交付することができる。

2 市長は、自治振興会が組織されていない区及び自治会に対し、区・自治会活動に必要な財源として、交付金を交付することができる。

3 交付金の総額は、前々年度の甲賀市一般会計の市民税(個人及び法人の現年分)の決算額のうち3%以内とし、予算で定める額とする。

(交付金の種類及び交付対象事業)

第6条 前条第1項に規定する交付金の種類及び交付対象事業は、別表第2による。

2 前条第2項に規定する交付金の種類及び交付対象事業は、別表第3による。

(交付金の額)

第7条 第5条第1項に規定する交付金の額は、別表第4に定めるところにより算定する。

2 第5条第2項に規定する交付金の額は、別表第5に定めるところにより算定する。

(交付金の申請)

第8条 自治振興会が、第5条第1項に規定する交付金の交付を受けようとするときは、自治振興交付金交付申請書(様式第3号)に事業計画書(様式第4号)、収支予算書(様式第5号)及びその他必要書類を添えて市長

に提出するものとする。

2 区又は自治会が、第5条第2項に規定する交付金の交付を受けようとするときは、自治振興交付金交付申請書(様式第3-1号)に収支予算書(様式第5-1号)及びその他必要書類を添えて市長に提出するものとする。

(交付決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し交付金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付金の交付を決定したときは、自治振興交付金交付決定通知書(様式第6号又は様式第6-1号)により通知するものとする。

3 交付金の交付の申請をした者は、前項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る交付金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長が別に定める期日までに申請の取下げをすることができる。

4 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付金の交付の決定はなかったものとみなす。

(交付請求)

第10条 前条の交付決定通知を受けた自治振興会、区又は自治会(以下「交付団体」という。)は、自治振興交付金交付請求書(様式第7号又は様式第7-1号)により、交付金を市長に請求するものとする。

(交付金の交付時期)

第11条 市長は、前条の交付請求を受けた場合には30日以内に交付金を交付するものとする。

(状況報告)

第12条 市長は、交付金の交付を受けた交付団体に対して、事業の進捗状況について報告を求めることができる。

(交付金の取消し)

第13条 市長は、交付団体が、次のいずれかに該当すると認められた場合は、交付金の決定の全部若しくは一部を取り消し、交付した交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 交付金の執行目的、執行方法等が不適当と認められるとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により交付金を受けたとき。

2 前項の規定により交付金の返還を求められた交付団体は、速やかに交付金を市へ返還しなければならない。

3 前項の規定による交付金の返還がなされない場合は、市長は次年度の交付金において差引処理することができる。

4 交付団体は、法令の定め並びに交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示及び命令に従い、善良な管理者の注意をもって交付金事業等を行うものとし、交付金を他の用途に使用してはならない。

(実績報告)

第14条 交付団体は、事業が完了したときは、それぞれに該当する自治振興交付金実績報告書(様式第8号又は様式第8-1号)に収支決算(見込)書(様式第9号又は様式第9-1号)及び自治振興交付金決算監査報告書(様式第10号又は様式第10-1号)を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、交付団体において、決算監査が未了の場合は、監査終了後速やかに自治振興交付金決算監査報告書(様式第10号又は様式第10-1号)を提出するものとする。

(交付金の精算)

第15条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、当該報告書の審査、必要に応じて行う現地調査等により、交付団体の事業等が第6条に規定する交付金の種類及び交付対象事業に適合するか否かを調査し、適合すると認められたときは交付金の額を確定する。

2 市長は、前項の規定により交付金の額を確定したときは、速やかに自治振興交付金精算通知書(様式第11号)により交付団体に通知するものとする。

3 市長は第1項の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る交付金事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該交付金事業につきこれに適合させるための措置をとるべきことを当該交付団体に対して指示するものとする。

(使途の特例)

第16条 交付団体は、単年度事業費のみでは成し得ないような大きな規模の交付対象事業の経費に充てるため、事業加算金を事業に要する費用の一部に積み立てることができる。この場合において、交付団体は、積立を行う年度の交付申請書及び実績報告書の提出時に自治振興事業費積立調書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の積立期間は、最長5年とする。

(会計年度)

第17条 交付団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

4	綾野小学校区	水口町名坂、水口町東名坂、水口町本綾野、水口町八光、水口町梅が丘、水口町城東、水口町綾野、水口町日電、水口町城内、水口町本丸、水口町中邸、水口町南林口、水口町的場、水口町東林口、水口町西林口の一部、水口町宮の前の一部、水口町鹿深の一部、水口町本町3丁目の一部、水口町新町2丁目の一部、水口町八坂の一部、水口町水口の一部、水口町笹が丘の一部	18
5	貴生川小学校区	水口町岩坂、水口町高山、水口町山上、水口町柚中、水口町牛飼、水口町三大寺、水口町三本柳、水口町宇川、水口町貴生川、水口町貴生川1丁目、水口町貴生川2丁目、水口町虫生野、水口町虫生野虹の町、水口町虫生野中央、水口町北内貴	15
6	岩上学区	水口町今郷、水口町和野、水口町巖峨、水口町新城、水口町中畑	8
7	鮎河小学校区	土山町大河原、土山町鮎河	6
8	山内小学校区	土山町黒滝、土山町黒川、土山町笹路、土山町山女原、土山町山中、土山町猪鼻	9
9	土山小学校区	土山町南土山、土山町北土山、土山町平子、土山町瀬ノ音、土山町青土、土山町野上野、土山町大澤	16
10	大野小学校区	土山町頓宮、土山町前野、土山町市場、土山町大野、土山町徳原	13
11	大原小学校区	甲賀町櫛野、甲賀町神、甲賀町大原上田、甲賀町大久保、甲賀町大原中、甲賀町鳥居野、甲賀町相模、甲賀町大原市場、甲賀町高野、甲賀町拝坂	10
12	油日小学校区	甲賀町油日、甲賀町上野、甲賀町田堵野、甲賀町毛枚、甲賀町和田、甲賀町高嶺、甲賀町五反田、甲賀町鹿深台	9
13	佐山小学校区	甲賀町岩室、甲賀町小佐治、甲賀町神保、甲賀町隠岐	4
14	第一小学校区	甲南町寺庄、甲南町葛木、甲南町深川の一部、甲南町深川市場、甲南町稗谷の一部、甲南町森尻、甲南町宝木、甲南町耕心1丁目から4丁目まで	9
15	第二小学校区	甲南町杉谷、甲南町新治、甲南町塩野、甲南町市原	4
16	第三小学校区	甲南町柑子、甲南町野川、甲南町下馬杉、甲南町上馬杉	5
17	中部小学校区	甲南町池田、甲南町磯尾、甲南町竜法師、甲南町野尻、甲南町野田	6
18	希望ヶ丘小学校区	甲南町希望ヶ丘1丁目から5丁目まで、甲南町希望ヶ丘本町1丁目から10丁目まで、甲南町深川の一部、甲南町稗谷の一部	2
19	信楽小学校区	信楽町長野、信楽町神山、信楽町江田、信楽町田代、信楽町畑	5
20	雲井小学校区	信楽町宮町、信楽町黄瀬、信楽町牧、信楽町勅旨	5
21	小原小学校区	信楽町柞原、信楽町中野、信楽町杉山、信楽町小川、信楽町小川出、信楽町西	7
22	朝宮小学校区	信楽町上朝宮、信楽町下朝宮、信楽町宮尻	3
23	多羅尾小学校区	信楽町多羅尾	1

別表第2(第6条関係)

2 当該会計年度における支出は、当該年度の収入をもって、これに充てなければならない。ただし、別表第2に定める交付金の種類のうち、基礎交付金、事務加算金及び区活動交付金は当該年度の決算において剰余金が生じたときは、これを繰越しすることができる。
(事業の変更等の報告)

第18条 交付団体は、別表第2の事業加算金で計画していた事業が実施に至らなかった場合又は新たに事業を計画する場合、事業計画変更届出書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 交付団体は、別表第2の事業加算金で計画していた事業が実施に至らなかった場合は、当該交付金相当額を市へ返還しなければならない。
(交付金に係る帳簿等の保存年限)

第19条 交付団体は、交付金に係る帳簿及び証拠書類を、当該年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
(財産処分制限)

第20条 交付団体は、自治振興交付金により取得し、又は効用が増加した財産を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、若しくは用途を廃止し、又は担保に供してはならない。ただし、交付金の全部若しくは一部を返還した場合又は当該財産の耐用年数を経過した場合であって、特に市長が認めた場合は、この限りでない。
(情報公開等)

第21条 交付団体は、第14条に規定する実績報告書等、第19条に規定する帳簿及び証拠書類、その他交付団体の活動に関する書類を事務所に備付け、一般の閲覧に供さなければならない。ただし、個人情報についてはこの限りでない。

第4章 雑則

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
(甲賀市敬老事業補助金交付要綱の廃止)
- 甲賀市敬老事業補助金交付要綱(平成17年甲賀市告示第13号)は、廃止する。
(甲賀市防犯灯設置事業補助金交付要綱の廃止)
- 甲賀市防犯灯設置事業補助金交付要綱(平成16年甲賀市告示第169号)は、廃止する。
(甲賀市ごみ集積所整備補助金交付要綱の廃止)
- 甲賀市ごみ集積所整備補助金交付要綱(平成16年甲賀市告示第27号)は、廃止する。
(自主防犯活動団体補助金交付要綱の廃止)
- 甲賀市自主防犯活動団体補助金交付要綱(平成18年甲賀市告示第47号)は、廃止する。

付 則(平成26年規則第21号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成28年規則第36号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成31年規則第8号)

この規則は、平成31年3月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

自治振興会の区域		区域	区・自治会数
1	伴谷・伴谷東小学校区	水口町八田、水口町春日、水口町山、水口町伴中山、水口町下山、水口町笹が丘の一部、水口町さつきが丘の一部	11
2	柏木小学校区	水口町泉、水口町北泉1丁目、水口町北泉2丁目、水口町酒人、水口町植、水口町宇田、水口町北脇、水口町西林口の一部、水口町笹が丘の一部、水口町さつきが丘の一部	9
3	水口小学校区	水口町松尾、水口町秋葉、水口町元町、水口町京町、水口町高塚、水口町神明、水口町本町1丁目、水口町本町2丁目、水口町松栄、水口町眺、水口町宮の前の一部、水口町鹿深の一部、水口町本町3丁目の一部、水口町新町1丁目、水口町朝日が丘、水口町新町2丁目の一部、水口町八坂の一部、水口町古城が丘、水口町水口の一部	27

人口割額	当該年度の自治振興交付金の予算額から基礎交付金、区活動交付金及び事務加算金を差し引いた額に、100分の70を乗じ、前年度の1月1日における甲賀市人口で除し、同日現在の当該自治振興会の区域の人口を乗じて得た額	
事務加算金	当該年度の自治振興交付金の予算額のうち、22,000,000円を23(自治振興会の数)で除して得た額	
区活動交付金	区長協力事務費	50,000円(自治会は25,000円)に前年度の1月1日現在における当該自治振興会の区域の区、自治会の数を乗じて得た額(信楽地域のみ10,000円に旧来の慣習の地域の数を乗じて得た額を加算する)
	区活動費均等割額	40,000円(自治会は20,000円)に前年度の1月1日現在における当該自治振興会の区域の区、自治会の数を乗じて得た額(信楽地域のみ10,000円に旧来の慣習の地域の数を乗じて得た額を加算する。)
	区活動費世帯割額	1,300円に前年度の1月1日現在における当該自治振興会の区域の区、自治会の区の加入世帯数を乗じて得た額

人口は、総人口を用いる。
 年度途中で区又は自治会が新たに設立された場合は、区活動交付金に関しては、それぞれ月割りで計算して交付する。
 交付金は、種類ごとに千円未満を切り捨てる。
 別表第5(第7条関係)

交付金	交付額の算定	
基礎交付金	当該年度の自治振興交付金の予算額のうち、敬老事業額1,500円に前年度の1月1日現在における当該自治振興会の75歳以上の高齢者人口を乗じて得た額、防犯灯事業額を市内の区・自治会所有の防犯灯の総数で除して、当該区又は自治会の防犯灯の数を乗じて得た額及びその他事業額を、23(自治振興会の数)で除して得た額に設立されない自治振興会数を乗じ、設立されない自治振興会に属する区又は自治会の総数で除して得た額の合計額	
区活動交付金	区長協力事務費	1区あたり50,000円(自治会は25,000円)
	区活動費均等割額	1区あたり40,000円(自治会は20,000円)
	区活動費世帯割額	1,300円に前年度の1月1日現在における当該区又は自治会の加入世帯数を乗じて得た額

人口は、総人口を用いる。
 年度途中で区又は自治会が新たに設立された場合は、区活動交付金に関しては、それぞれ月割りで計算して交付する。
 交付金は、種類ごとに千円未満を切り捨てる。
 様式第1号(第3条関係)

交付金の種類	交付対象事業
基礎交付金	(1) 敬老事業 (2) 防犯灯の新設及び維持管理 (3) ゴミステーションの新設及び維持管理 (4) 消防機材の新設及び維持管理 (5) 自主防犯活動
事業加算金	(1) 暮らしの安全、安心及び防災に関する活動 (2) 人権尊重、健康づくり及び福祉の増進に関する活動 (3) 快適な生活環境及び景観の保全に関する活動 (4) 社会教育及び生涯学習に関する活動 (5) 地域文化、産業の継承及び創出に関する活動 (6) 地域の特性を生かす創作及び創造活動 (7) 前各号に掲げるもののほか、地域のまちづくりに関し、特に必要があると自治振興会が認める活動
事務加算金	役員手当・事務局員の賃金・事務経費
区活動交付金	自治振興区域内の活動

交付金の対象外となる事業
 (1) 営利を主目的とする事業
 (2) 宗教の教義を広め、又は信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 (4) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
 (5) 公序良俗に反する活動
 別表第3(第6条関係)

交付金の種類	交付対象事業
基礎交付金	(1) 敬老事業 (2) 防犯灯の新設及び維持管理 (3) ゴミステーションの新設及び維持管理 (4) 消防機材の新設及び維持管理 (5) 自主防犯活動
区活動交付金	自治振興区域内の活動

交付金の対象外となる事業
 (1) 営利を主目的とする事業
 (2) 宗教の教義を広め、又は信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 (4) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
 (5) 公序良俗に反する活動
 別表第4(第7条関係)

交付金	交付額の算定	
基礎交付金	当該年度の自治振興交付金の予算額のうち、敬老事業額1,500円に前年度の1月1日現在における当該自治振興会の75歳以上の高齢者人口を乗じて得た額、防犯灯事業額を市内の区・自治会所有の防犯灯の総数で除して、当該自治振興会の防犯灯の数を乗じて得た額並びにその他事業額に100分の30を乗じ、23(自治振興会の数)で除して得た額及びその他事業額に100分の70を乗じ、前年度の1月1日における甲賀市人口で除し、同日現在の地域の人口を乗じて得た額の合計額	
事業加算金	均等割額	当該年度の自治振興交付金の予算額から基礎交付金、区活動交付金及び事務加算金を差し引いた額に、100分の30を乗じ、23(自治振興会の数)で除して得た額

様式第1号(第3条関係)

自治振興会設置届

年 月 日

甲賀市長 あて

自治振興会の名称

代表者 ㊟

自治振興会を設置したので、甲賀市自治振興会等規則第3条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

自治振興会の名称	
事務所の所在地	
事務所の電話番号 F A X メールアドレス	
(ふりがな) 代表者の職名・氏名	
代表者の住所	
代表者の電話番号 F A X メールアドレス	
設置年月日	

添付書類

- (1) 自治振興会組織の規約の写し
- (2) 自治振興会組織の役員名簿

様式第2号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

自治振興会変更届

年 月 日

甲賀市長 あて

自治振興会の名称

代表者 ㊟

自治振興会設置届の内容に変更があったので、甲賀市自治振興会等規則第3条第2項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 代表者の変更 変更後 変更前

(ふりがな) 代表者の職名・氏名	変更後	変更前
代表者の住所		
代表者の電話番号 F A X メールアドレス		

- 2 名称の変更 変更後 変更前

自治振興会の名称	変更後	変更前

- 3 事務所の変更 変更後 変更前

所在地・連絡先	変更後	変更前

- 4 変更年月日

- 5 変更の理由

- 6 添付書類

- (1) 総会議事録の写し(名称変更等総会承認事項の場合)
- (2) その他の資料

様式第3号(第8条関係)

様式第3号(第8条関係)

自治振興交付金交付申請書

年 月 日

甲賀市長

あて

自治振興会の名称

代表者

㊟

年度自治振興交付金を甲賀市自治振興会等規則第8条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

交付申請額		円
内訳	○基礎交付金	円
	○区活動交付金	円
	○事務加算金	円
	○事業加算金	円
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書(様式第4号) ・収支予算書(様式第5号) 	
備考		

人口は、総人口を用いる。

年度途中で区又は自治会が新たに設立された場合は、区活動交付金に関しては、それぞれ月割りで計算して交付する。

様式第3-1号(第8条関係)

様式第3-1号(第8条関係)

自治振興交付金交付申請書

年 月 日

甲賀市長

あて

区の名称

代表者

㊟

年度自治振興交付金を甲賀市自治振興会等規則第8条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

交付申請額		円
内訳	○基礎交付金	円
	○区活動交付金	円
添付書類	・収支予算書(様式第5-1号)	
備考		

人口は、総人口を用いる。

年度途中で区又は自治会が新たに設立された場合は、区活動交付金に関しては、それぞれ月割りで計算して交付する。

様式第4号(第8条関係)

様式第5-1号(第8条関係)

年度 収支予算書

【収入の部】

単位：円

収入区分	予算額	摘要
1 市交付金		
(1) 基礎交付金		
(2) 区活動交付金		
2 その他補助金		
3 自己資金		
(1) 会費		
(2) 前年度繰越金		
(3) 寄附金		
(4) その他		
小計		
合計		

【支出の部】

単位：円

分野	活動・事業名	予算額	備考
合計			

様式第6号(第9条関係)

様式第6号(第9条関係)

第 年 月 日 号

様

甲賀市長

印

自治振興交付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった自治振興交付金について、甲賀市自治振興会等規則第9条に基づき下記のとおり交付決定したので通知します。

記

交付決定額	円 (A) + (B) + (C) + (D)
交付決定額の 内訳	○基礎交付金額 : 円 (A) ○区活動交付金額 : 円 (B) ○事務加算金額 : 円 (C) ○事業加算金額 : 円 (D)
積算の基礎	甲賀市：人口 : 高齢者数 地 域：人口 : 高齢者数 加入世帯数 (人口は前年度1月1日現在の総人口)
条件	1 事業を変更する場合は、事業計画変更届出書(様式第13号)及び予算に係る資料を提出すること。 2 本年度の事業が完了したときは、翌年度の4月10日までに自治振興交付金実績報告書(様式第8号)に収支決算(見込)書(様式第9号)及び自治振興交付金決算監査報告書(様式第10号)を添付して提出すること。

様式第6-1号(第9条関係)

様式第6-1号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

甲賀市長

印

自治振興交付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった自治振興交付金について、甲賀市自治振興会等規則第9条に基づき下記のとおり交付決定したので通知します。

記

交付決定額	_____円 (A) + (B)
交付決定額の 内訳	○基礎交付金額 : _____円(A) ○区活動交付金額 : _____円(B)
積算の基礎	甲賀市：人口 : 高齢者数 地 域：人口 : 高齢者数 加入世帯数 (人口は前年度1月1日現在の総人口)
条件	1 本年度の事業が完了したときは、来年度の4月10日までに自治振興交付金実績報告書(様式第8-1号)に収支決算(見込)書(様式第9-1号)及び自治振興交付金決算監査報告書(様式第10-1号)を添付して提出すること。

様式第7号(第10条関係)

様式第7号(第10条関係)

自治振興交付金交付請求書

年 月 日

甲賀市長 あて

自治振興会の名称

代表者 印

年 月 日付け、第 号で交付決定のあった自治振興交付金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____円

[振込先]

金融機関名	銀行・金庫 農協・組合	支 店 支 所
預金の種別	普通	当座
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義人		

様式第7-1号(第10条関係)

様式第7-1号(第10条関係)

自治振興交付金交付請求書

年 月 日

甲賀市長 あて

区・自治会の名称

代表者 ㊟

年 月 日付け、第 号で交付決定のあった自治振興交付金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

〔振込先〕

金融機関名	銀行・金庫 農協・組合	支店 支所
預金の種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義人		

様式第8号(第14条関係)

様式第8号(第14条関係)

自治振興交付金実績報告書

年 月 日

甲賀市長 あて

自治振興会の名称

代表者 ㊟

年 月 日付け、第 号で交付決定のあった自治振興交付金事業について、下記のとおり実績を報告します。

記

1 交付金交付決定額 _____ 円

2 活動(事業)の内容とその成果

3 添付書類

- (ア) 収支決算(見込)書(様式第9号)
- (イ) 自治振興交付金決算監査報告書(様式第10号)
- (ウ) その他活動が確認できる書類

様式第8-1号(第14条関係)

様式第8-1号(第14条関係)

自治振興交付金実績報告書

年 月 日

甲賀市長 あて

区・自治会の名称

代表者 ㊟

年 月 日付け、第 号で交付決定のあった自治振興交付金事業について、下記のとおり実績を報告します。

記

1 交付金交付決定額 _____ 円

2 活動(事業)の内容とその成果

3 添付書類

- (ア) 収支決算(見込)書(様式第9-1号)
- (イ) その他活動が確認できる書類

様式第9号(第14条関係)

様式第9号(第14条関係)

年度 収支決算(見込)書

【収入の部】

単位:円

収入区分	交付金 交付決定額	決算額	比較増減 (決算-交付決定)	備考
1 市交付金				
(1) 基礎交付金				繰越
(2) 区活動交付金				繰越
(3) 事務加算金				繰越
(4) 事業加算金				返戻
2 その他補助金				
3 自己資金				
(1) 会費				
(2) 前年度繰越金				
(3) 寄附金				
(4) その他				
合計				

【支出の部】

単位:円

分野	活動・事業名	当初予算額	決算額	比較増減 (決算-予算)	決算額の内 事業加算金充当額	備考
合計						

※事業加算金交付決定額-事業加算金充当額= _____ 円 市への返戻金

様式第9-1号(第14条関係)

様式第9-1号(第14条関係)

年度 収支決算(見込)書

【収入の部】

単位：円

収入区分	交付金 交付決定額	決算額	比較増減 (決算-交付決定)	備考	
1 市交付金					
(1) 基礎交付金				繰越	
(2) 区活動交付金				繰越	
2 その他補助金					
3 自己資金					
(1) 会費					
(2) 前年度繰越金					
(3) 寄附金					
(4) その他					
合計					

【支出の部】

単位：円

分野	活動・事業名	当初予算額	決算額	比較増減 (決算-予算)	差	備考
合計						

様式第10号(第14条関係)

様式第10号(第14条関係)

自治振興交付金決算監査報告書

年 月 日

甲賀市長 あて

自治振興会の名称

代表者 ⑩

当 会の 年度自治振興交付金事業について、下記のとおりに監査を行いましたので報告します。

記

1. 監査の実施年月日及び実施場所

2. 監査を行った者の役職名及び氏名

3. 立会人の役職名及び氏名

4. 監査結果及び指摘事項

様式第10-1号(第14条関係)

様式第10-1号(第14条関係)

自治振興交付金決算監査報告書

年 月 日

甲賀市長 あて

区・自治会の名称

代表者 ⑩

当 区の 年度自治振興交付金事業について、下記のとおり監査を行いましたので報告します。

記

1. 監査の実施年月日及び実施場所
2. 監査を行った者の役職名及び氏名
3. 立会人の役職名及び氏名
4. 監査結果及び指摘事項

様式第11号(第15条関係)

様式第11号(第15条関係)

第 号
年 月 日

様

甲賀市長

印

自治振興交付金精算通知書

年 月 日付けで提出のありました自治振興交付金実績報告書を審査した結果、下記のとおり交付決定額を確定したので通知します。
なお、返還金が生じた場合は、速やかに返還してください。

記

- | | |
|----------|-----------|
| 1 交付金確定額 | 金 _____ 円 |
| 2 返還する額 | 金 _____ 円 |

様式第12号(第16条関係)

様式第12号(第16条関係)

年 月 日

甲賀市長 あて

申請者 住所
 団体名
 代表者名 ㊟

自治振興事業費積立調書

年度 自治振興事業費の積立について下記のとおり報告します。

記

1 積立計画

年度	積立予定額	積立実施額	積立累積額
年度	円	円	円
年度	円	円	円
年度	円	円	円
年度	円	円	円
年度	円	円	円
合計	円	円	円

2 積立事業内容(財源内訳)

項目	内容
実施年度	年度 ~ 年度
実施事業名	事業
事業内容	(目的) (時期) (内容) (財源内容)

様式第13号(第18条関係)

様式第13号(第18条関係)

年度 事業計画変更届出書

(団体名 自治振興会)

事業名称				
実施時期				
変更理由				
変更の内容				
収支計画	【収入内訳】 (単位 : 円)			
	項目	金額		増減額
	変更前	変更後		
収入合計				
	【支出内訳】 (単位 : 円)			
	項目	金額		増減額
	変更前	変更後		
支出合計				

3. 甲賀市行政区設置規則

○甲賀市行政区設置規則

平成16年10月1日
規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、行政区を設置することにより行政区及び本市行政の簡素化と円滑な運営を図り、市民の福祉増進に寄与することを目的とする。

(設置)

第2条 前条の行政区を、別表のとおり設置する。

2 行政区を新たに設置しようとする場合においては、その区域内の世帯数がおおむね40世帯以上で組織するものとする。

(選出)

第3条 行政区に、区長を置く。

2 行政区に、その運営上必要なその他の役員を置くことができる。

3 前2項の区長及びその他の役員は、前条別表に定める行政区ごとに当該市民の中から選出された者とする。

(職務)

第4条 区長の職務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 区内を統括し、区を代表する。
- (2) 区の運営を掌り、区民の要望又は希望を関係機関に進達すること。
- (3) 市行政事務の運営、業務及び市の必要とする関係団体等を援助協力すること。

(任期)

第5条 区長及びその他の役員の任期は、1年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠の区長及びその他の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(異動)

第6条 区長に異動を生じたときは、第3条第2項の規定によりその後任者を選出し、役職名、氏名、住所及び異動年月日を文書により市長に届け出るものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

付 則(平成19年規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成26年規則第17号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成31年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第2条、第3条関係)

水口地域	水口第1区、水口第2区、水口第3区、水口第4区、水口第5区、水口第6区、水口第7区、水口第8区、水口第9区、南区、水口第10区、水口第11区、水口第12区、水口第13区、水口第14区、水口第15区、水口第16区、水口第17区、城南区、水口第18区、水口第19区、水口第20区、水口第21区、水口第22区、幸ヶ平、朝日が丘、古城が丘、東古城が丘、古城が丘緑、岡の郷、林口、名坂、東名坂、名坂堂山、松尾、松尾団地、水口松尾台、中畑、新城、城が丘、つつじが丘、今郷、巖巖、和野、八田、春日、下山、伴中山、山、広野台東、広野台西、桜ヶ丘、第三水口台、第四水口台、菅谷、泉、酒人、植、宇田、北脇、山手、宮前、大法寺、柏貴、虫生野、貴生川第1、貴生川第2、貴生川第3、西内貴、北内貴、宇川、岩坂、高山、三大寺、かふかの丘、三本柳、牛飼、柚中、山上
土山地域	大河原1、大河原2、東野1、東野2、西野1、西野2、黒滝、上の平、中之組、川西、黒川市場、猪鼻、山中、笹路、山女原、南東、南中、南西、北東、北芝、北中、北西、平子、東瀬音、西瀬音、青土、野上野、大澤、頓宮、前野、市場、徳原、三軒家、片山、今宿、里、新里、末田
甲賀地域	檮野、神、大原上田、大久保、大原中、拝坂、鳥居野、相模、大原市場、高野、油日、上野、鹿深台、田塔野、滝、毛枚、和田、高嶺、五反田、小佐治、神保、隠岐、岩室

甲南地域	寺庄、葛木、深川、深川市場、稗谷、森尻、宝木、池田、池田団地、磯尾、竜法師、野尻、野田、杉谷、新治、塩野、市原、柑子、下野川、上野川、下馬杉、上馬杉、耕心、ニューポリス、希望ヶ丘、希望ヶ丘本町
信楽地域	長野、神山、江田、田代、畑、宮町、黄瀬、牧、勅旨、丸岡、西、柞原、中野、杉山、しがらきニュータウン、小川、小川出、上朝宮、下朝宮、宮尻、多羅尾

4. 甲賀市まちづくり基本条例

◆甲賀市まちづくり基本条例について

前文	
第1章 総則（第1条—第5条）	
第2章 まちづくりの基本原則（第6条—第12条）	
第3章 各主体の役割及び責務（第13条—第16条）	
第4章 まちづくりを推進する仕組み（第17条—第21条）	
第5章 行政運営（第22条—第30条）	
第6章 条例の実効性の確保（第31条）	
前文	75
第1章 総則	76
第2章 まちづくりの基本原則	79
第3章 各主体の役割及び責務	82
第4章 まちづくりを推進する仕組み	83
第5章 行政運営	86
第6章 条例の実効性の確保	89

前 文

私たちのまち甲賀市は、鈴鹿山脈などの山々や数々の清流等、緑と水が織りなす豊かな自然と美しい景観に恵まれています。太古、古琵琶湖であった肥沃な大地は、美味しい米や茶を育て、窯業や菓業などの地場産業を生み、発展させてきました。

歴史をひもとくと、古代には紫香楽宮に遷都され、短期間とはいえ日本の中心となりました。中世には「甲賀衆」と呼ばれた武士が広く結集し、「郡中惣ぐんちゆうそう」という強い結びつきが生まれ、この地に合議に基づく自治の伝統を築きました。世界に知られる「忍者」、「忍術」も、戦国の世を生き抜いてきた彼らの知恵がその源流となっています。

また、近世には、人・物・情報が行き交う宿場町や城下町が形成されて交通の要衝にもなり、豊かな地域文化が開花しました。東海道をはじめとして、過去から現在まで、この地域は常に「道」とともに発展し続けています。

私たちは、先人が長年にわたり培ってきたこうした歴史や文化に誇りを持ち、地域を愛する心を育み、自らとそして未来ある子どもたちのために、魅力あふれる本市のまちづくりに取り組まなければなりません。

そこで私たちは、自治の担い手として協働により豊かな地域社会の実現を目指すために、まちづくりの基本理念や基本原則を掲げ、ここに崇高なまちづくりの規範となるこの条例を制定します。

【解説】

前文では「私たちのまち甲賀市は」という始まりで、本市が豊かな自然と美しい景観に恵まれていることや、地域の地場産業について述べています。また、歴史的にも由緒ある甲賀市であることと、郡中惣ぐんちゆうそう※という特徴的な自治組織の風土についてふれています。そして、先人たちが長年にわたり培ってきた歴史・文化に誇りを持ち、また、子どもたちや次の世代に対して魅力あふれるまちづくりを進めていくことの決意を表しています。市民一人ひとりが自治の担い手として、「みんなで甲賀市をつくっていく」という意識のもと、豊かな地域社会の実現を目指すことを述べています。

この条例は、策定段階から市民の声や思いを十分に汲み入れることに主眼を置き、市民による市民のための条例を目指したものであり、皆で力を合わせて魅力ある甲賀市をつくっていくための自治のルールを制定することを宣言しています。

※郡中惣ぐんちゆうそう・・・戦国時代の自治連合組織。地域が結束して事にあたり村の意思決定は合議制で定める民主的な体制。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、まちづくりの基本原則並びに市民、議会及び市長等のそれぞれの役割及び責務、その他本市のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の進展を図り、もって安心して暮らせる住みよいまちを実現することを目的とします。

【解説】

条例を制定する目的を定めています。まちづくりの基本原則を明らかにすること、自治の主体である市民、議会及び市長等がそれぞれの役割を担うこと、また、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の進展を図り、安心して暮らせる住みよいまちの実現を目指そうとするものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に居住する人、市内に通勤若しくは通学する人又は市内で事業若しくは活動を行う個人、企業、事業所若しくはその他の団体をいいます。
- (2) 市長等 市長、法律の定めるところにより設けている委員会又は委員及び職員等の補助機関をいいます。
- (3) まちづくり 第4条に掲げるまちの姿を実現するために行われる全ての活動をいいます。
- (4) 協働 各主体が、それぞれ対等な関係のもと、互いを尊重し合いながら役割及び責任を持って、連携・協力することをいいます。

【解説】

条例で使用している用語のうち、その意味を明確に定めておく必要があるものについて、「定義」という形で決めました。

第1号は、「市民」を定義しています。本市におけるまちづくりに関する取組みは、市内に住所を有している人だけで行われているのではなく、市内にある事業所に通勤している人や学校に通学している生徒、市内で事業を営む事業者、地域で活動している個人、NPO※等、様々な団体によって行われています。

ここでいう「市民」は、全て同じ権利を有することを意味するのではなく、外国人や企業、団体等法律上の権利に違いがありますが、それを前提として、それぞれの立場でまちづくりに関わる必要があることから、広い範囲で「市民」を定義しました。

第2号、「市長等」は、市長や教育委員会、農業委員会といった行政委員会と委員、副市長や会計管理者、職員等の補助機関を含めた定義にしています。

第3号、「まちづくり」は、建物や道路等の施設整備を行うことだけでなく、市民が心豊かで活力あるまちにするための地域社会における公共的な活動等も意味しています。また、これらの活動は、市長等だけではなく、区、自治会及び自治振興会等により行われる地域活動や、ボランティア活動等を広く含みます。

第4号、「協働」は、市民及び市長等又は市民同士がそれぞれの知恵や経験、専門性等の資源を生かし、尊重し合いながら、果たすべき役割と責任を自覚し、共に考え、共に力をあわせることをいいます。住みよいまちづくりの実現に向けて、互いに協力し、それぞれが役割と責任を持って主体的に行動していくことが「協働」のあるべき姿として定義しました。

※NPO・・・非営利組織。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

(まちづくりの基本理念)

第3条 本市のまちづくりは、甲賀市市民憲章の理念に基づき推進します。

【解説】

市民憲章の前文には「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」を目指し、まちづくりを推進することを述べています。

「あふれる愛に あなたも仲間」は、

国籍や年齢等を超え、基本的人権が尊重される愛に満ちあふれたまち。

「いろどる山河と 生きいき文化」は、

自然、文化遺産を守り生かしつつ新しい文化を生み育てていくまち。

「こぼれる笑顔に 応える安心」は、

安全安心で幸せを実感でき、みんなが笑顔で暮らせるまち。

「うみだす活力 受けつぐ伝統」は、

受けつがれてきた伝統や技術等を後世に伝え発展させていくまち。

「かがやく未来に 鹿深の夢を」は、

営々として、培われてきた逞しい営みの数々を後世に伝え、将来を託す子どもたちの輝く未来を実現していくまち。

として、それぞれ目指すまちづくりの方向性を表しており、第3条では、これら市民憲章の趣旨を基本理念とすることを述べています。

(目指すまちの姿)

第4条 市民、議会及び市長等は、まちづくりの担い手として、自ら輝く未来のために次に掲げる本市のあるべき姿を考え、その実現に向けて行動します。

- (1) 誰もが等しく個人として尊厳及び権利が守られるまち
- (2) それぞれの地域の特性を生かしながら、時代の変化に対応できる活力のあるまち
- (3) 誰もが地域で社会生活を営み、互いに支え合って安心して暮らすことができる福祉のいきとどいた住みよいまち

【解説】

第3条の基本理念を具体化したものです。

本市のまちづくりは、市民が主役です。全ての人の人権が尊重され、相互の理解を深め互いに配慮しながら支え合うことができるまちづくりを目指します。

また、豊かな自然や文化、伝統産業等の地域の特性を生かしながら、時代の変化やニーズに対応し、安心して暮らすことができる福祉のいきとどいたまちを目指します。

条文にある「誰もが地域で社会生活を営み」には、障がいのある人もない人も安心して暮らせるまちづくりのためのユニバーサルデザイン※やバリアフリー※等の考え方も盛り込まれています。

※ユニバーサルデザイン・・・年齢や障がいの有無等に関わらず、最初からできるだけ多くの人々が利用しやすいように配慮して、施設、製品、環境、行事等をデザイン（計画・実施）していこうとする考え方。

※バリアフリー・・・障がいのある人のための物理的障壁を取り除くことを指しているだけでなく、制度的なバリアフリー、心理的なバリアフリー等障がいのある人の生活全般における障壁の除去をいう。

(条例の位置づけ)

第5条 この条例は、本市のまちづくりにおける仕組み及び活動の基本となるものです。

【解説】

この条例も形式的には、ほかの条例と並列の関係にあるものですが、本市のまちづくりの基本となるものであることから、市民、議会、市長等は、この条例の趣旨、精神を最大限尊重し、まちづくりを進めます。

第2章 まちづくりの基本原則**(市民の権利)**

第6条 市民は、市政に関する情報を知る権利を有するとともに、協働してまちづくりに関わる権利を有します。

- 2 市民は、性、年齢、障がいの有無等に関わらず、誰もが等しく個人として尊重される権利を有します。

【解説】

市民は、まちづくりの主役であり、市政に関する情報を知る権利や自らまちづくりに関わる権利を持っています。また、共通した課題意識を持ち、その解決に協働で当たることが求められます。ただし、まちづくりに関わることは、市民の自発的で自由な意思に基づく権利であり、強制させるものではなく、関わらないからといって不当な扱いを受けるものではありません。

第2項では、日本国憲法で示されている個人の尊厳を重視し、心身の状態等に関わらず、誰もが等しく個人として尊重される権利を有していることを明らかにしています。

(市民参加)

第7条 市民は、それぞれの立場を尊重し合いながら、まちづくりに関心を持って積極的に参加するよう努めます。

- 2 市長等は、市民の参加及び協働を推進するため、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、市民が主体的に関われるよう、多様な参加の機会を設けるよう努めます。
- 3 市長等は、市民より得られた提案又は意見を市政及びまちづくりに反映させるよう努めます。

【解説】

市民は、まちづくりに参加するときには、互いの立場を尊重し合いながら関心を持って積極的に行動することが述べられています。

幅広い世代、男女を問わず、市民が持つ多くの知識や経験がまちづくりに生かされるよう、市長等は市民参加の機会を確保する必要があります。まちづくりは、市民が様々な形で参加することによって進められるものです。

少子高齢化が進む中、将来のまちづくりの担い手となる若年世代を育む視点からも参加制度を整えることが大切です。

また、市長等は、市民の提案や意見を市政及びまちづくりに反映させるよう努めます。

（子どもの権利）

第8条 子どもは、生きる、守られる及び育つ権利を有するとともに、まちづくりに参加することができます。

【解説】

子どもにやさしいまちが、全ての人にやさしいまちにつながっていくという考え方から、子どもの権利について規定しています。

子どもも本市のまちづくりにそれぞれの年齢に応じて参加することで市政を身近に感じられ、将来の甲賀市のまちづくりの担い手として大きく成長することが期待できます。

なお、この条例における子どもは、子どもの基本的な人権を国際的に保障するために定められた「児童の権利に関する条約」に準じて、18歳未満の市民を想定しています。

（学び及び教育）

第9条 市民は、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたり積極的に学ぶことに努めます。

2 市民及び市長等は、誰もが生涯にわたり積極的に学べる環境づくりに努めます。

3 市民及び市長等は、互いに連携・協力しながら地域全体で子どもを育ていけるよう、地域の教育環境を整えることに努めます。

【解説】

生涯にわたって学ぶことのできる環境づくりが必要です。

市民が、豊かな生活を送るためには、生涯にわたり学ぶ姿勢が大切であり、また、市民同士も自由に学べる環境を整えることで、生涯学習を生かしたまちづくりが実現できるものと考えます。

さらに、市民及び市長等は、互いに連携・協力しながら子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援するための環境を整えることを述べています。

（多文化共生）

第10条 市民及び市長等は、国籍等の異なる人々が互いの文化を認め合い、共存できるまちづくりを推進します。

2 市長等は、市民が多様な文化とふれあい、交流できる環境を整えます。

【解説】

本市には多くの企業が立地し、外国人労働者も多いことから、お互いの国や地域の文化、慣習等の違いを認め合い、理解を深めることが今後の

まちづくりに向けて重要です。

将来の市民福祉の向上と地域社会の発展のために、多文化が共存できるまちづくりを推進し、多様な文化とふれあい、交流できる環境を整えることを述べています。

（安全安心なまちづくり）

第11条 市民及び市長等は、関係機関等と連携・協力し、身体や生命を脅かす事故等を予防するための仕組みを構築し、全ての市民が積極的に参加するよう啓発に努め、安全安心なまちづくりを推進します。

2 市民は、個人として、また、地域ぐるみで自然災害等に備えた取り組みを行い、災害時には、互いに協力しながら対処するよう努めます。

3 市長等は、市民及び関係機関等と連携・協力し、防災、減災につながる取組みを進めるとともに、緊急時には緊密な連携のもと、危機管理に努めます。

【解説】

安全安心なまちづくりは、事故や怪我を予防することや、災害等への備え、災害時の迅速な対応が重要であることを述べています。

事故や怪我を予防するため、市民、市長等をはじめ関係機関（社会福祉協議会、警察、消防、病院、電気・ガス・通信事業者等）や団体が連携・協力し合う仕組みを整え、全ての市民が積極的に参加するよう啓発に努め、取り組むことが重要です。市民は、自然災害等に備え、日常から個人として、また地域ぐるみで取組み、災害が発生した際には、互いに協力して対処することを述べています。

地震や台風等の自然災害のほか、伝染病の蔓延等も災害に含まれ、こうしたことに備えることは市長等の重大な責務であり、防災、減災につながる取組みを進めるために、市民や関係機関、団体等と連携・協力して対応することを述べています。

（情報の提供及び共有）

第12条 市民、議会及び市長等は、市民参加によるまちづくりを推進するため、まちづくりに関する情報を互いに提供し、共有します。

2 議会及び市長等は、前項に規定する情報が、市民共有の財産であることを認識し、適正に管理します。

【解説】

安心して生活ができるためには、市民、議会及び市長等がそれぞれを互いに理解し、認め合い、まちづくりに関する情報を共有し、共通認識を持ってまちづくりを推進することが重要です。また、協働してまちづくりを推進するためには、市民が持っているまちづくりに必要な情報の提供も求

められます。

議会及び市長等は、その保有する情報を必要に応じて提供、共有できるよう適正に管理することも必要です。

第3章 各主体の役割及び責務

（市民の役割及び責務）

第13条 市民は、まちづくりのために、できることを自ら考え、積極的に行動するとともに、互いに支え合います。

2 市民は、地域社会の一員として社会的規範を守り、互いを尊重し、自らの言動に責任を持ちます。

【解説】

まちづくりにおいては、ハード整備だけでなく、高齢者の見守りや子育て支援等ソフト事業も含まれており、みんなが暮らしてよかったと言えるまちづくりを進めるために、市民同士の支え合いや協働が必要なことはいうまでもなく、できることは自ら考え、積極的に動く役割を担います。

市民は法律、条例等はもちろんのこと、生活していくうえで必要なルールを守る責務があり、その言動には責任を持たなければならないことを述べています。

（企業及び事業所の役割及び責務）

第14条 企業及び事業所は、地域社会の一員として、市民及び市長等と連携・協力し、まちづくりに貢献します。

【解説】

企業及び事業所は、第13条の「市民の役割及び責務」のほか、法令の遵守や環境への配慮、また、社会貢献の活動を行うなど、地域社会の一員としてのまちづくりへの関わりが必要であることを述べています。

（議会及び議員の役割及び責務）

第15条 議会は、市民の声が公正に市政に反映されるよう努めるとともに、その過程を市民に明らかにします。

2 議員は、市民全体の代表者として、広く市民の利益を重んじながら職務を遂行し、市民の負託に応えます。

3 議会及び議員の責務、活動等に関しては、別に定める条例によるものとします。

【解説】

議会は、本市のまちづくりのための重要な事項を決定する、市民に選ば

れ負託※された大切な機関であり、議会活動の原則は議会基本条例第3条で述べられています。また、議員は市民全体の代表者として議会の運営を行うとともに市民の意思を市政に反映させ、広く市民の利益を考えながら職務を遂行することが述べられています。

※負託・・・責任を持たせて任せること。

（市長等の役割及び責務）

第16条 市長は、市政の基本方針を明らかにするとともに、広く市民の意見を聴き適切に反映させます。

2 市長等は、市民全体の奉仕者として、公平、誠実、迅速かつ効率的にその所管する職務を遂行します。

3 市長等は、本市の魅力や情報を積極的に発信します。

4 市長等は、職務の遂行に必要な知識の習得及びまちづくりを推進するために必要な能力の向上に取り組みます。

【解説】

市長は、市政の現状や課題を認識し、長期的な将来像を持って市政運営の基本方針を明らかにするとともに、広く市民の意見を聴いて行政運営に反映させることを述べています。

市長等は、市民全体の奉仕者として法令を遵守し、市民の思いや地域の声を正面から受け止め、市民全体の立場に立って公平、誠実、迅速かつ効率的に職務に取り組みなければなりません。

また、市長等はまちの活性化や、郷土に誇りを抱かせるために、市の魅力や情報を広く発信します。さらに、職務に求められる知識等を自ら進んで情報収集するとともに、必要な知識や技術等を身につけ、地域活動に参加するなど、まちづくりを推進するために必要な能力の向上に取り組むことを述べています。

第4章 まちづくりを推進する仕組み

（区及び自治会）

第17条 区及び自治会は、地域に住む人のつながりを基にした基礎的な自治組織で、地域の様々な課題解決を図り、人と人との交流並びに地域における伝統文化の継承及び発展等に取り組みます。

2 当該地域に居住する市民は、積極的に区及び自治会の諸活動に参加することにより、身近な暮らしの中で互いに協力し、助け合い、住みよい地域をつくるよう努めます。

3 市長等は、区及び自治会と互いに協力し合える関係をつくります。

【解説】

区及び自治会は近隣、集落程度の範囲で、相互扶助や暮らしやすい地域をつくっていくため、人のつながりを基にした自主的な組織です。

例えば、地域の交流活動や清掃活動、あるいは伝統行事等日常生活に関わる身近な地域の共同管理等に取り組みます。

高齢社会における見守りや大規模災害への備えなど、社会情勢の変化とともに個人では対応できない課題解決に向けた隣近所の相互扶助が求められています。このことから、一人ひとりがまずできることを考え、ともに行動することが必要です。

市長等は、区及び自治会の主体性を損なわないように、互いに協力し合える関係をつくります。

（自治振興会）

第18条 自治振興会は、区及び自治会をはじめ、地域の関係団体等が連携・協力し、広域的な地域課題の解決や魅力の向上に向けて、自主的かつ主体的にまちづくりを推進する組織です。

2 自治振興会は、その地域に住む又はその地域で活動する全ての市民を対象とし、広域的な視点を持って、将来を見据えた地域づくり計画を策定し、より多くの人の参加及び自由な発想により特色ある地域をつくります。

3 市長等は、自治振興会の地域づくり計画に基づく取組みに対して必要な支援を行います。

【解説】

自治振興会は、当該地域の区及び自治会をはじめ、各種団体、NPO、企業等の参加により組織化され、地域の関係団体等が連携・協力し、区及び自治会だけでは解決できない広域的課題の対応や、地域の特性を生かしたまちづくりを進めるための組織です。

自治振興会は、自らが取り組む活動方針や内容等を定めた地域づくり計画を策定し、地域が目指す将来像を描き、多くの人が関心と愛着を持って特色ある地域をつくっていくことを目指します。

市長等は、市民と行政が協働でまちづくりを進めることを基本にそれぞれの地域性や実情に合わせた柔軟な取組みや、地域の活性化につながる活動を支援します。

（協働によるまちづくり）

第19条 市民、議会及び市長等は、相互に信頼関係を築き、協働によるまちづくりを推進します。

【解説】

今後のまちづくりを進めていくためには、市民、議会及び市長等がそれぞれ互いに理解し、違いを認め合い、その役割に基づいて協力し行動することが必要であることを述べています。

なお、ここでいう「まちづくり」とは、第2条第3号で定義しており、第4条に掲げる目指すまちの姿を実現するために行われる全ての活動をいいます。

（市民活動）

第20条 市民は、よりよいまちづくりのための役割を意識し、自主的かつ自立的な活動に努めます。

2 市長等は、市民自らが行う公益活動の積極的な支援に努めます。

3 市民及び市長等は、地域の将来を担う人材の発掘、育成及びその組織づくりを推進します。

【解説】

各地域にお住まいの方やNPO、社会福祉協議会等の各種団体が地域における様々な課題を解決するには、公益の増進に取り組む市民の活動が発見に行われることが重要です。

ここでは、公益の増進に取り組む市民の活動に対する行政の支援や、行政に委ねるだけでなく市民同士も支え合いながら、関心のない方への働きかけ、人材の発掘や育成、組織づくりについて述べています。

（住民投票）

第21条 市長は、市政に係る重要事項について、必要があると認める場合には、広く住民（市内に住所を有する人をいいます。以下「住民」といいます。）の意思を確認するため、その都度、議会の議決を経て制定される条例（以下「住民投票条例」といいます。）の定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 市長及び市議会議員の選挙権を有する住民は、住民投票条例の制定を法令の定めるところにより、市長に請求することができます。

3 住民投票の実施に関し必要な事項は、住民投票条例で定めます。

【解説】

住民投票は、本市のまちづくりに関して大きな影響を及ぼすと考えられる事項について、住民の意思を直接問うことができるものです。

ともに住民を代表する議会と市長が、それぞれの役割を果たす二元代表制のもと、重要な案件が発生した場合に、その案件に限定した住民投票条

例を制定する「個別設置型」の考え方で規定しています。

なお、地方自治法において、条例の制定に関する直接請求が規定されていますが、この条文では地方自治法と同様の内容を述べています。

住民投票の実施に必要な要件や投票権については、議会において、住民投票を実施するかどうかという観点も含め、慎重に審議を行っていただき、議決により個別の条例が制定されたうえで、住民投票が実施されるということの基本としています。

第5章 行政運営

（国及び他の地方公共団体との関係）

第22条 市長等は、まちづくりを推進するに当たっては、国及び他の地方公共団体と積極的に連携・協力を図るとともに、地方分権の考え方に基づいた適正な関係を築きます。

【解説】

国と地方公共団体とは、地方分権一括法により対等、協力の関係となり、これまで国の通達等に依り行っていた業務が、地方公共団体の自らの判断と責任において行うこととなりました。こうしたことから、自治体単独では解決することが困難な課題や、広域的な課題の解決のために、他の自治体と連携・協力を図りながらまちづくりを推進していく必要があります。

市長等は、国や近隣自治体をはじめ、場合によっては遠方の自治体とも積極的に連携・協力し、共同しながら行政運営を推進していきます。

（情報の公開）

第23条 議会及び市長等は、別に条例で定めるところにより、その保有する情報を市民に公正かつ適正に公開します。

【解説】

情報の公開は、市民の知る権利を具体化するため、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、市民への情報公開について定めました。

本市では、情報公開の推進に関し、必要な事項を定めた甲賀市情報公開条例を制定し運用しています。

市民と協働のまちづくりを進めていくうえで、市民が市の保有する情報を知ることができることが重要ですが、甲賀市情報公開条例により対応することとなりますので、請求により公開することとなります。

（個人情報保護）

第24条 議会及び市長等は、別に条例で定めるところにより、保有する個人情報を適正に管理するとともに、その取扱いに関しても個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、適切な措置を講じます。

2 市民は、個人情報の取扱いに関し、個人の権利及び利益を侵害しないよう努めます。

【解説】

本市には、すでに甲賀市個人情報保護条例が制定されていますが、この条例において、改めて議会及び市長等は、外部からの不正アクセスや漏洩等により個人の権利が侵害されるようなことがないように保存する個人情報を最も適切でふさわしい方法で管理し、市民の権利及び利益を保護することの重要性を再確認するために規定するものです。

市民は、自らが保有する個人情報についても、個人の権利や利益が侵害されることのないように、適切に取り扱わなければならないことを述べています。

（行政運営の基本原則）

第25条 市長等は、総合的かつ計画的な視点に立ち、公正かつ透明性の高い行政運営を行うとともに、その職務を遂行するに当たっては、最少の経費で最大の効果を上げるように取り組みます。

【解説】

「行政運営」とは、組織運営や職務執行、人事体制等執行機関によるすべての行政活動を指しています。市長等は、公正で透明性の高い行政運営を行い、また、「自治体経営」の考え方のもと、自主自立の精神及び総合的かつ長期的な視点に立ち、予算の執行に当たっては、最少の経費で最大の効果を上げる必要があります。

（総合計画）

第26条 市長等は、議会の議決を経て定められた基本構想及び基本計画に基づき、総合的かつ計画的な行政運営を行い、その策定に当たっては、市民の意見を適切に反映させます。

【解説】

本市における総合的、長期的かつ計画的な行政運営を行うために定める総合計画の策定について述べています。

この計画は本市の将来像を示すものであり、まちづくりを推進するうえで非常に重要なものです。継続的に計画的な行政を遂行していくために必要であることから、今後も策定すべきであることを述べています。また、

市長等は、基本構想及び基本計画を定めるに当たっては、今後も市民との協働により計画づくりを進め、議会の議決を経て策定します。

（財政運営）

第27条 市長等は、予算の編成及び執行に当たっては、中長期的な視点に立ち、健全な財政運営を図ります。

【解説】

市長等は、健全な財政運営を行うため、総合計画を踏まえ中長期的な視点に立って、収入の確かな予測に基づいた予算編成及び予算執行を図ります。

（財産管理）

第28条 市長等は、保有する公有財産を適正に管理し、市民の提案等を適切に反映させながら効果的に活用します。

【解説】

市の保有する財産（土地、建物、基金等）は、常に良好な状態で管理し、廃止や処分も含め、市民の提案等を適切に反映させながら、その所有の目的に応じて効果的に活用することを述べています。

（行政評価）

第29条 市長等は、市民の意見を取り入れた行政評価を行うとともに、その結果を行政運営に反映させるよう努めます。

【解説】

行政評価の趣旨は、分析や評価を通じて常に職務の改善に結びつけていくこととするものです。行政が行う様々な施策等の成果や達成度を明らかにし、その内容を公表し、行政運営に反映させることについて述べています。

（説明責任）

第30条 市長等は、行政運営の情報を計画段階から実施及び評価に至るまで、市民に適時かつ適切に公表して透明性を高め、説明責任を果たすよう努めます。

【解説】

市長等が実施する事業の内容を計画段階から実施及び評価に至るまで市民の理解が深まるよう、市長等がわかりやすく説明することが求められます。

市長等が行う事業は多種多様であるため、市民への影響が大きいと考え

られる事業を中心に、公表していくよう努めることを述べています。

第6章 条例の実効性の確保

（条例の見直し）

第31条 市長等は、この条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを適切な時期に検証します。

2 市長等は、前項に規定する検証に当たっては、市民が関われるよう努めます。

3 市長等は、前2項に規定する検証の結果を踏まえ、この条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じます。

【解説】

この条例は、まちづくりの基本を示すものであり、一定の永続性を持つものですが、各条文が社会情勢に適合しているか、市民の意向を反映しているか等を適切な時期に検証することを述べています。

また、前項に規定する検証や見直しを行うに当たっては、市民の意見を反映するために、市民参加の委員会を設置するなど必要な措置を講じます。

希望ヶ丘学区 MAP

0 100 200m

〒 郵便局

⊗ 保育園・小学校



甲南希望ヶ丘郵便局

● 防災コミュニティセンター

⊗ 甲賀市立
希望ヶ丘小

123

⊗ 甲南希望ヶ丘保育園

⊗ 甲南のぞみ保育園

128